

大学職員論叢

第 13 号

巻頭言

立命館大学の教職共創

～次世代研究大学・次世代探究学園を目指して…………… 仲谷 善雄

寄稿 論文 (特集テーマ：災害の中の大学—その時のために—)

大学BCPにおける安否確認と防災コミュニティ…………… 鈴木 誠

地震発生後の大学と地域の関わり

－避難所開設等に注目して－…………… 南 博

大地震の発生が懸念される地域での防災を学べる大学の役割…………… 阿部 郁男

石巻専修大学「東日本大震災」－その時、大学は－…………… 尾形 孝輔

早稲田大学BCP (事業継続計画) の設置経緯とこれから…………… 押尾 浩志

災害の中の大学—その時のために—…………… 黒木 邦弘

自然災害等の緊急事態における大学の対策と役割…………… 佐藤 貴哉

書 評

清水 栄子・中井 俊樹 (編)『大学の学習支援 Q & A』(玉川大学出版部)…………… 雑賀 高

石井 洋二郎 (編)『リベラルアーツと民主主義』(水声社)…………… 鈴木典比古

投稿 論文

高等教育政策における「社会連携・社会貢献」に関する一考察

－都市近郊における中小規模私立大学の発展に向けて－…………… 山崎 志保、手嶋 政洋

SDレポート

「学修者本位の大学教育」の実現に不可欠なアカデミック・アドバイジング

～日本アカデミック・アドバイジング協会 (JAAA) の取り組み～…………… 山田 剛史

内部質保証と大学職員

京都橘大学の改革を支える職員の役割について

(企画部門の視点から)…………… 宮原 和志

2023年度 大学基準協会 研修修了者の声

岩川 卓矢・金子 瞳・澤 英俊・新城 友己・杉本 博美・藤田 翔子



大学職員論叢

第 13 号

公益財団法人 大学基準協会

2025年3月

目 次

巻頭言

- 立命館大学の教職共創
～次世代研究大学・次世代探究学園を目指して 仲谷 善雄 …… 1

寄稿 論文 (特集テーマ：災害の中の大学—その時のために—)

- 大学BCPにおける安否確認と防災コミュニティ 鈴木 誠 …… 5
地震発生後の大学と地域の関わり
—避難所開設等に着目して— 南 博 …… 11
大地震の発生が懸念される地域での防災を学べる大学の役割 阿部 郁男 …… 17
石巻専修大学「東日本大震災」—その時、大学は— 尾形 孝輔 …… 21
早稲田大学BCP (事業継続計画) の設置経緯とこれから 押尾 浩志 …… 25
災害の中の大学—その時のために— 黒木 邦弘 …… 33
自然災害等の緊急事態における大学の対策と役割 佐藤 貴哉 …… 39

書 評

- 清水 栄子・中井 俊樹 (編)『大学の学習支援Q & A』(玉川大学出版部) 雑賀 高 …… 45
石井 洋二郎 (編)『リベラルアーツと民主主義』(水声社) 鈴木典比古 …… 47

投稿 論文

- 高等教育政策における「社会連携・社会貢献」に関する一考察
—都市近郊における中小規模私立大学の発展に向けて— 山崎 志保、手嶋 政洋 …… 51

SDレポート

- 「学修者本位の大学教育」の実現に不可欠なアカデミック・アドバイジング
～日本アカデミック・アドバイジング協会 (JAAA) の取り組み～ 山田 剛史 …… 61

内部質保証と大学職員

- 京都橘大学の改革を支える職員の役割について
(企画部門の視点から) 宮原 和志 …… 67

2023年度 大学基準協会 研修修了者の声

- 岩川 卓矢・金子 瞳・澤 英俊・新城 友己・杉本 博美・藤田 翔子 …… 71

- 公益財団法人大学基準協会『大学職員論叢』編集規程 …… 75
『大学職員論叢』原稿執筆要領 …… 76
編集後記 …… 77

立命館大学の教職共創 ～次世代研究大学・次世代探究学園を目指して

仲 谷 善 雄

立命館大学長

私は2004年、45歳のときに電機メーカーから転職して立命館大学に教授として赴任した。したがって、職員の役割や活動状況については、学校法人立命館しか知らない。周辺には、他大学から移ってきたり、最近では他大学の教職員の方々と話す機会が多いので、他大学の状況を耳学問として断片的には知っているが、それらは噂や個人的意見なので、以下では、私が特にこれは立命館らしいと思うものを紹介したい。

本学に赴任して最初に私が驚いたのは、リサーチオフィスという存在である。本学には、学部・研究科を横通しする組織として研究部があり、研究支援を一手に引き受けている。産学連携を推進するリサーチオフィスは、1994年のびわこ・くさつキャンパス(BKC)開設に合わせて、翌1995年に、研究部の下部組織のリエゾンオフィスを前身として出発した。当時日本の大学初となる産学官連携の窓口であり、とりわけ企業側のニーズの窓口となって、学内の適切な研究者とのマッチングを図ることが職務であった。それが2006年にBKCリサーチオフィスと名称を変更し、各職員が数十名の研究者を担当し、研究内容を理解した上で、外部資金の獲得推進、獲得した資金の管理運用、知財マネジメントや起業支援、研究チームの運用サポート、研究施設・設備の管理、シンポジウムや技術発表会などの会議の運営なども手掛けている。今日、各キャンパスにリサーチオフィスが設置され、研究部全体で200名ほどの職員が在籍し、研究活動を強力に支援してくれている。彼らがいなければ、立命館大学の研究は進まない。

ふたつめは、各種起案文書の作成についてである。本学では、本部でも、各学部においても、起案文書は

職員が作成する。発議は教員である場合も、職員である場合もあるが、教員と職員は密にコミュニケーションをとり、方向性を共有してベクトルを合わせ、教職員双方のアイデアを取り入れながら、その内容を職員が文書化する。教員は、起案文書に基づいて議論し、考え、必要な修正は職員が文書に反映する。起案文書の作成を教員が行えば、教員の教育・研究に関わる時間が削減される。一方で、職員には、文書作成力、理解力、企画力、他学部での経験などが要求される。立命館の職員は法人として採用される。総務部部長が小学校の職員を経験していたりする。そのような多様な現場での経験が企画内容や文書に活かされる。ときに「立命館文書」と呼ばれる分厚い起案文書は、まさに教職協働の成果物であると言える。

みつめは、意見集約の文化である。本学には現在16学部21研究科があるが、新学部設置などの重要な案件については、全学から意見集約を行う。各学部の教授会だけでなく、研究部、国際部などの事務部門からも意見が寄せられる。それを常任理事会などの会議で議論し、確認事項や疑義に対しては丁寧に回答文書を作成し、職場にフィードバックする。このようなやりとりの中で当初の計画案に対して必要な修正を施し、再度提起する。本学には1,400名以上の教員と1,000名以上の職員がいる。それらの多様な視点からの意見が新たなチャレンジに反映される。

最後に、教職協働から教職共創に発展する萌芽的チャレンジとしてのグラスルーツ実践支援制度(GPSP)について紹介したい。これは、2021年度の組合との業務協議会での議論を通じて、コロナ禍を経てアフターコロナを展望する中で、学園の中期計画

R2030 チャレンジデザインに掲げる次世代研究大学・次世代探究学園の実現に向けた取り組みへの主体的参画を促し、職場改革を創造的に推進する教職員の現場での実践を後押しする2022年・2023年度実施の期限付き学園内公募制度として設けられたものである。2022年度には150件（個人23件、グループ127件）を採択、参画者は延べ800名弱であった。当初の予想を超える応募数であったため、1件当たりの支援額を抑えて、できるだけ採択した。特徴的な取り組みには、大学と附属校の多様な連携、各キャンパスでの周辺地域との交流企画、健康や街づくりなどに関する学術的調査を踏まえた地域密着型の実践的活動、政府系補助金の獲得を目指すための部門横断的プロジェクトの立ち上げ、学生・教職員・地域住民・行政による地域課題解決のための創発的企画などがあった。グループの多くに教員と職員が参画していたことが印象的であった。正課として、実際に補助金獲得に至ったり、ニュースなどに取り上げられた取り組みが複数あった。2023年度には応募数が大きく増え、236件（個人50件、グループ186件）を採択、参画者は延べ1,300名超であった。学園の教員・教諭が2,200名、職員が1,300名であ

ることを考えると、延べ数ではあるが3人にひとり以上が参画したことになる。2023年度の特徴は、AIやDXの活用の増加、大学教員と附属校教員の協働による言語教育・探究活動・スポーツ科学研究実践・サービスマーケティング・国際高大連携教育の実践、大学の教職員による地域連携・地域交流活動の展開などがあった。前年度以上に、学校の枠を超えた縦・横の連携、教職員の協働が増えた。このように、GPSPの実践を通じて、学園が一体となって、学生・生徒・児童だけでなく、教職員自身の探究力・研究力の向上に繋がる取り組みが展開されたことは、大いに意義があったと考えている。このような成果を受けて、支援対象をグループ活動に絞った上で、2024年度、2025年度にも延長することを決めている。

教職協働、教職共創は、一朝一夕に実現するものではない。本学でも、これまでに多くの試行錯誤があり、その中で風土が醸成されてきたのであろう。今後、前を向いて成長しよう、発展しようという学園や大学のリーダーシップの重要性を自覚し、失敗を恐れず挑戦を後押しし続ける姿勢を見せて行きたいと考えている。



寄稿

大学BCPにおける安否確認と防災コミュニティ

鈴木 誠

愛知大学地域政策学部教授

はじめに

本稿では、大学のBCP業務の重要性を、安否確認事業と防災コミュニティづくりへの貢献という2つの側面から述べてみたい。

BCPとはBusiness Continuity Planの略称であり、事業継続計画と呼ぶ。一般的には大規模地震等の自然災害、感染症の蔓延、大事故による突発的な環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画と考えられている。

近年、このBCPを策定し、大規模地震災害など自然災害に備える大学が増えつつある。その最大の理由は、大学が次世代を担う大勢の人命を預かる教育機関であり、危機管理上も重要な計画だからである。医薬理工系の大学では人体や生態系に有害な薬品等を管理している。そのため、被災時の環境汚染は避けなくてはならない。さらに、医学部や付属病院をもつ大学では、災害時医療活動にもいち早く取り組むことが期待されている。その上、大規模な敷地や施設をもつために、自治体の指定避難所を担うという社会的責任に由来していることも影響している。

とはいえ、やはり大学は学問の府である。大学に通い学ぶ学生と教職員の存在なくして、大学の今と未来はありえない。それ故、大学にとってBCPを策定し運用することは、大学を構成する様々な人命を守ること、そして学問を未来へつなぐことを意味する。本稿で扱う安否確認は、そのための最重要なBCP業務の一つといえる。

本稿では、大学BCPの一丁目一番地といわれてきた安否確認と、大学の社会的責務とまでいわれる避難者への対応、とくに防災コミュニティづくりへの貢献の2点について、検討する。

1. 大学BCPの策定状況と評価

福田充(2021)による2017年時点での大学BCP策定アンケート(標本数778、有効回答244)によれば、回答した大学のうちBCPを策定済の大学は、有効回答数244校のうち9.4%に過ぎなかった。ただ、策定中が5.3%、策定検討中が44.7%であったことを考えると、約6割の大学がBCPの策定や運用に向き合っていたことになる。他方、策定方針のない大学も38.9%あった¹。

しかし、福田による評価は厳しい。BCP策定済の大学であっても、「授業の継続」「研究の継続」「学生生活支援」「就職活動支援」「入試業務」「財務」について十分な検討が為されておらず、改善が必要であると指摘する。

こうした指摘の背景には、災害の発生状況に応じて対応すべきこと(タイムライン毎の対応)が十分整理されていないという問題がある。福田によれば、BCPを策定するためには、BCPに関する①目的、②対象(想定するリスク)、③組織体制、④フェーズ(タイムライン)の検討が必要不可欠であるとする。とくに④に関しては、(1)初動対応(教職員の参集、対策本部の設置、安全の確保、安否確認、被害調査、情報収集など)、(2)業務継続のための緊急対応(学生とその保護者との連絡、中核業務の継続や復旧方針の設定、実施体制の確立)、(3)業務継続のための応急・復旧対策(業務継続・再開の準備及び継続・再開、学生ボラン

ティアのマネジメント)などの諸活動が含まれるとしている。

大学としてBCPを策定する場合、こうした多様な要素を含むことが重要である。それとともに、もう一つ重要な課題は、策定したBCPを何から優先して取り組むかを簡潔に共有する点である。2022年度にBCPを策定した新潟大学によれば、優先順位とは、(1)大学に関わる人の安全を確保する(学生、教職員、その他)、(2)地域住民の安全確保を支援する、(3)大学の事業継続を行う、(4)学術的な貴重資料を保全する、ことであるとする²⁾。

この優先順位を達成するためにも、①二次災害の防止に努める、②学生への教育を確保する、③可能な限り、予定通りの入学や卒業を実現する、④大学が立地する地域の復旧や復興に貢献する、⑤継続的な教育・研究のための環境を早期に復旧する、ことが重要であると指摘する。

この指摘にある通り、大学BCPの運用に当たっては、大学に関わる人の安否を確認し、必要な場合は支援の協力を要請して、学生等の安全確保を最優先しなくてはならない。安否確認がこの任に当たる。

2. 安否確認の重要性

安否確認は、大規模地震で被災した後、いち早く大学業務を再開し継続する上で、最重要作業のひとつである。通常、安否確認の対象は在学生、教職員であるが、昼間なら大学に業務で出入りする民間事業者も対象となる。さらに、入学試験のシーズンを迎えると、入試で合格し4月に入学を控えた高校生も対象となる。新入生が納付する学納金は大学経営の重要な経営資源であるし、新入生は大学教育の対象だからである。

したがって、被災後の安否確認は、在学生と教職員を主たる対象としつつも、被災時期や時間帯によって安否確認の対象を広げ、大学運営に関わるすべての人々の安全確認、安全確保、そして救済活動を含む大学業務であると考えなくてはならない。

安否確認を早く正確に行えれば、大学再開に向けた次の段階へと早く移行することができる。逆に、安否

確認が不正確かつ遅れば、正常な形での大学業務の再開も遅れることになる。大学業務再開の遅れは、在学生やその保護者、入学予定者など広範な関係者・関係機関の信頼を揺るがし、日常的に大学運営に関わる民間事業者の経営や働く人々の雇用環境にも影響を及ぼすことになる。ひいては大学経営に甚大な影響をもたらしていく可能性を残すことになる。

こうした意味からも、私たちは、安否確認を、例えば、阪神淡路大震災、東日本大震災など巨大地震により被災した大学の経験・教訓から学び、在学生及び教職員をはじめ大学業務に関連する民間事業者や地元の行政・警察・消防の協力を得て迅速に成し遂げなければならない。大規模地震では、本震の後も大小さまざまな余震が幾度も続く。そのため、通信インフラや交通インフラの復旧が遅れることも想定しなければならず、正常に機能するまでに相当な時間を要することを覚悟しなくてはならない。

在学生に目を転じると、平常時には日本人学生だけではなく、母国で地震災害の経験や知識のない留学生、心身に障害をもち緊急時には物理的・心理的ケアが必要な学生が大学構内で学んでいる。在学生の中には被災時に就職活動のため遠隔地にいる学生もいるし、外国語系学部では多数の日本人学生が留学していることもある。

このうち学内にいる多様な学生を念頭に置けば、まずは無事であることを願いつつ、厳しい通信インフラの状況下であっても、学生の安否を正確に確認し、被災の状況に関する正確な情報を収集し、ケガをしていれば救助し、事故による二次被害の危険性から遠ざけ、支援が必要な場合は医療機関や消防・警察に要請しなくてはならない。以上の諸点から、安否確認は、「大学BCPの一丁目一番地」といわれている³⁾。

3. 本学の経験と安否確認の課題

大学BCPにおける安否確認は、決して容易ではない。だが、やり遂げなければ大学の本来業務を再開することはできない。そこで、以下の留意点を示しておきたい⁴⁾。

第1は、被災直後から取り組む安否確認の全体像を

教職員全員で共有しておくことが重要である。安否確認ほど教職員の協力が必要なBCP業務はない。とくに、安否確認の期間(作業時間)、安否確認の方法、安否確認に要する労力や費用などを可視化し、教職員全員ができる限り共有し、認識しておくことが必要である。

大地震が発生すると、その直後は移動を控え、落下・転倒・倒壊・火災の危険因子から離れて、自らの身の安全を確保するよう学んでいる。安全が確認できたら、避難場所などへ移動し、避難場所で第1回目の安否確認を行ったり受けたりする。

しばらくすると、災害対策本部の指揮命令系統が動き出す。安否確認メールが発信され、電話・メール・SNS・無線機・テレビ会議システムなど情報通信媒体を駆使して、まずは大学の主たる構成員(学生と教職員)の安否確認と施設の状態の確認が行われ、地域の自治体や消防・警察との情報共有が進められる。必要な場合は支援を仰ぎ救助を求めることになる。

東日本大震災で被災した大学の教訓から、上記の期間は、2日から3日以内と想定できる。その後は本格的・総合的な安否確認を行う段階へと移行する。この本格的・総合的な安否確認を終えるまでの期間を、私たちの研究では約1ヵ月ほどであると結論づけた。もちろん大学の規模や災害の規模など状況によって、安否確認終了までの時間や日数が変わることは十分にあり得る。そうではあっても、私たちは研究を通じて被災直後から約1ヵ月以内という目標を立てることが、大学の業務再開に向けた安否確認業務として重要ではないかと考えた。

例えば、本学(愛知大学)を念頭に、四季ごとの学生生活と特徴を描いてみよう。①春は、大学内の避難場所や危険施設に疎い新入生が急増し、同時に四年生が就活で学内外を頻繁に出入りする。②夏は、学外で活動する就活生が増えると同時に春学期の試験があり、部活・サークルの学外試合や練習が増える。③秋は、大型台風が頻繁に来襲し、通学に使う交通インフラが被災して、交通機関がマヒし、帰宅困難学生が発生する可能性が高くなる。④冬から春にかけては、秋学期の定期試験で学内に多くの学生が滞在し、入学試験が

幾度も行われ、学内施設に疎い高校生が学内に多数入りする。学位授与式と4月の新学期の準備を迎える時期でもある。

私たちが、大学において安否確認すべき対象の学生・生徒は、その規模や種類の面で見ても、四季によって大きく異なってくる。そのため、大地震が発生しても、安否確認の労力や時間を正確に想定することはきわめて難しい。つまり、安否確認は、大地震など災害の規模ととともに、どの季節・学期に発生するかによって、労力や日数、費用が大きく異なる緊急業務である。事前に想定することは確かに大変難しい。

しかし、たとえそうであっても、大学業務を再開するための安否確認は必要不可欠である。したがって、現実的な安否確認体制や予算を仮定して、備えを進めなくてはならない。その備えは、被災後から約1ヵ月以内と想定し、必要となる労力・方法・費用などを考えるようにしたい。

第2は、最適な安否確認システムを検討・導入し、日頃から安否確認を経験していくことが重要である。私たちの調査にご協力いただいた東北大学や徳島大学では、学内に情報センターをもち、大地震の発生直後に自動で安否確認メールを送信・受信・集計できるシステムを開発している。その上で毎年複数回の訓練を行い、最適な安否確認体制の構築を進めている。しかし、大学によっては、BCP対策として安否確認システムを大学独自で設計・開発できないケースもある。その場合は、民間の安否確認システムを導入すべきであろう。

民間企業では、独自の情報センターを設置し、24時間365日体制で日本国内の災害情報を入手し、例えば、地震の場合では、震度5弱以上で地震情報を含めた安否確認メールを一斉自動送信(代行送信)するシステムを開発している。その後、安否確認ができるまで何度もメールを自動送信し、確認状況の集計及び分析し、結果を大学の災害対策本部へ提供してくれる。

また、徳島大学では、学内情報センターによる安否確認サービスを大学の情報資産として応用していくための検討も行われている。安否確認は、大規模災害時の利用を想定して設計しているが、機能自体は汎用的

な緊急連絡応答である。そこで、緊急時連絡システムを大地震の際だけでなく、大雨や洪水、インフルエンザや感染症の対策等を含めた危機管理業務に活用しようとしている。いざという時のためではなく、できるだけ日常的に使っていくという姿勢が重要ということである。

全国の大学は、2020年3月から2023年5月頃まで、新型コロナウイルス感染症の影響により、大学業務全般が大幅に制限を受けてきた。大学の業務をどこまで緩和し学生生活を日常の状態に戻すかという判断を、政府や自治体の基準に依存せざるをえなかった大学も多いのではないかと。仮に最終判断は政府や自治体の基準を利用したとしても、学生がどのような状態にあるかを大学が独自に情報収集し、判断の材料に役立てることは重要であろう。安否確認システムは、大学独自の判断材料を収集するためにも役立つに違いない。

第3は、安否確認システムでは確認できない学生がいて、教職員が下宿訪問を繰り返し、帰省先へ問合せをするなど、様々な手を使った人海戦術で安否確認を行う必要性が生じることも想定しなければならない。防災訓練に参加しない学生は多い。防災訓練の意図が伝わりにくい留学生もいる。防災訓練期間中にメールを返信してこない学生もいる。就活で学外にいて連絡が取れない学生もいる。したがって、最新の安否確認システムを導入したとしても、安否を確認できない学生が発生することを想定し、人海戦術による安否確認作業へと切り替えていくことも必要となる。

そこで、多様な情報通信手段を利用して、全学生の安否を確認することを目標に置いた「人海戦術」型の安否確認訓練も導入していくべきである。演習系科目を利用した学生と教員間での安否確認、各部課で把握している学生と職員間での安否確認、クラブ・サークル内での学生同士の安否確認など、様々な方法が考えられる。このように教職員に加えて学生の協力も得ながら大学全体で全構成員の安否を確認し、大学業務の再開を目指すべきである。先の1カ月以内という安否確認目標は、こうした業務も含めている。

第4は、災害用伝言ダイヤル「171」への理解促進も重要である。NTTは、被災地への安否確認電話が集

中する場合に「災害用伝言ダイヤル」サービスを開始する。わが国では毎年の巨大台風災害や大雨で災害が発生する度に、このサービスの利用が呼びかけられる。被災地の人々の自宅の電話番号をキーにして、伝言の録音や再生により、連絡を可能にする音声サービスである。被災地等での電話が殺到し、つながらない場合の有効な手段とされている。大地震に限らず毎年遭遇する大型台風や大雨など大規模自然災害での被災を想定し、被災した学生や教職員から大学へ、日頃使い慣れない公衆電話を利用した安否情報の伝達訓練、遠隔地の親戚や友人の協力を得て録音した安否情報を聞き出してもらい大学へ知らせる中継伝達訓練、自分の家族に安否を連絡し、家族から大学へ安否を知らせる家族協力伝達訓練なども検討したい。

4. 防災コミュニティへの貢献

大規模震災時には、大勢の避難住民が大学に押し寄せることを想定しなくてはならない。丸谷浩明(2012)が指摘するように、大学はきわめて外部依存度の高い施設である⁵。同時に、様々な災害対応に応用可能な技術や知識・人材も集まり、被災直後からの大学はもとより地域社会の復旧・復興に向けて、そうした資源の活用に期待が集まる施設でもある。それだけに、大規模な震災での被災を想定し、日頃から地域の自主防災組織や消防団などとつながり、大学の機能回復と両立させて、地域社会の再建に貢献することが期待されている。これを防災コミュニティへの貢献と位置づけ、大学BCPの論点として整理する。

第1は、地域と連携した防災訓練の企画、検証への協力があげられる。検討課題は多方面に及ぶ。地域の避難訓練(情報収集と共有化、伝達訓練を含む)に参加し、避難誘導体制の確認協力、連絡体制の検証、地域防災マップの作成や見直しへの協力、避難訓練時における避難ルートの安全性確認支援(ブロック塀、屋根瓦、道路・橋)、指定緊急避難所の安全性確認、災害時要支援者の支援内容確認と準備、TKB48の実現協力(緊急トイレ(T)、キッチン(k)、ベッド(B)の48時間以内での準備と提供)⁶、救助技術の取得、防災教育の相互連携、などを、地域の自主防災組織や消防団な

どと協力して防災訓練に取り込むことが必要である。

第2は、被災直後を想定した対応策への協力支援である。第1の連携支援事業へ速やかに移行できるように、学生・教職員が協力する。とくに出火防止・初期消火・助け合い活動、被災住民の救助、避難所及び指定避難所・大学への避難誘導と避難生活への協力・支援、避難者・自宅待機者に関わる情報の収集と安否確認作業への協力、緊急物資の受け入れと仕分け、大学避難所におけるTKB48への協力と支援、大学へ避難する住民が自宅生活を再開できるよう自宅内の整理協力、などが考えられる。

第3は、復旧・復興期を想定した対応策への協力支援である。地元を離れ生活する仮設住宅者・見なし仮設住宅者、車中泊者の訪問や安否確認を兼ねた交流、相談対応や行政・社会福祉協議会への仲介支援、避難所運営とも共通するが、更衣室、授乳室、入浴施設などアメニティの向上に資する協力支援も考えられる⁷。

以上、多様な分野とタイムラインでの協力が考え得るが、どれも、学生や教職員の安否確認を行いながら、並走して取り組むことが現実的であり、期待されてもいる。

おわりに

愛知大学では、豊橋キャンパスで災害研究に取り組む教員が中心となって全国の大学BCP導入に関わる調査研究を2017年度から2022年度まで取り組み、その成果を発表してきた⁸。大学もこの研究事業と並走して大学BCPの導入に向けた検討を重ね、双方で交流を重ねながら、2023年3月末に「愛知大学BCP」を完成させている⁹。BCPは愛知大学第5次基本構想において「学生及び教職員の安全安心な学修環境及び職場環境を維持するために、防災減災対応及び危機管理体制の強化を図る」ための重要事業に位置づけられ、毎年度検証と評価を行いながらBCPの実効性を高めている。

その取り組みのひとつが、2023年度から導入した安否確認システム（ANPIC＝アンピック）の導入である。従来は既存の大学メールによって学生及び教職員の安否確認を行っていたものを、同システムの導入で

大地震の規模と発生エリアの条件を付加してではあるが安否確認を自動で行うように改善している。2024年度で2度目の訓練となるが、2019年度の従来型訓練による安否確認返信メールの回収率（愛知大学は車道キャンパス、名古屋キャンパス、豊橋キャンパスからなる。その3校舎平均）が学生16.9%、職員47.9%、教員59.9%であったのに対して、アンピックの活用により学生59.7%、職員65%、教員91.2%へと大幅な改善を確認している。その理由は今後検討予定である¹⁰。

大学BCPの最大の課題は、BCPを運用する人の意識やシステムなど技術に由来するところが大きい。だが、策定しただけでは効果的な活用は難しい。大規模な自然災害が多発する時代を迎えた今、大学と直接間接関わるすべての人命を守ること、学問の成果（データを含む）・育む人材を社会へと還元すること、防災コミュニティを維持強化すること、などは大学の社会的責務と理解しなくてはならない。そうであるが故に大学はBCPを策定し、地域が連携しながら運用の経験を重ね、検証・改善し、レジリエンスの高い大学づくりを目指していかなくてはならない。

【注】

- 1 阿部 聖「大学BCP策定の現状と課題—新潟大学・早稲田大学・東京電機大学の各BCPを事例として—」『愛知大学特別重点研究・南海トラフ大地震を見すえた自然大災害と地域連携を踏まえた大学BCPの総合的研究最終報告書（2017-2022年度）』愛知大学中部地方産業研究所pp15－16（元資料は福田充（2021）「災害時における大学の業務継続計画（BCP）」『大学図書館研究』117号より）
- 2 新潟大学事業継続計画（BCP）地震・津波対応編、2024年3月改訂、
https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2024/04/nu_bcp.pdf（最終確認日2024年12月11日）
- 3 鈴木 誠「安否確認の現状と今後の課題・対策」『愛知大学特別重点研究・南海トラフ大地震を見すえた自然大災害と地域連携を踏まえた大学BCPの総合的研究最終報告書（2017-2022年度）』愛知大

- 学中部地方産業研究所、pp53 - 54
- 4 鈴木 誠、同上、pp66 - 68
 - 5 丸谷浩明「事業継続計画 (BCP) の概要と大学での策定と視点」『大学マネジメント』APR2012.Vol.8. No1.p12
 - 6 政府は2024年11月下旬に閣議決定した総合経済対策で、災害時における避難所のトイレや食事など、被災者の生活環境の抜本的な改善に取り組むことを表明した。2024年1月1日に発生した能登半島地震での経験を踏まえた対応であるが、政府としての対応の遅さ等に対して批判が集まっていた。この点に関するイタリア調査を踏まえた指摘については、次の論文を参照されたい。鈴木誠編著 (2019) 『震災復興の社会経済システムに関する研究』愛知大学中部地方産業研究所、pp18 - 29
 - 7 水木千春「災害時の避難所運営再考」鈴木 誠編著 (2023) 『現代自主防災組織論—レジリエントな地域社会をめざして—』愛知大学中部地方産業研究所 pp4 - 11
 - 8 研究代表者・阿部聖 (2023) 『愛知大学特別重点研究・南海トラフ大地震を見すえた自然大災害と地域連携を踏まえた大学BCPの総合的研究最終報告書 (2017-2022年度)』愛知大学中部地方産業研究所を参照のこと
 - 9 愛知大学「愛知大学事業継続計画 (BCP)」2023年3月
 - 10 鈴木 誠「安否確認の現状と今後の課題・対策」『愛知大学特別重点研究・南海トラフ大地震を見すえた自然大災害と地域連携を踏まえた大学BCPの総合的研究最終報告書 (2017-2022年度)』愛知大学中部地方産業研究所、pp62 - 66、なお、安否確認システム (ANPIC) 回答率についての情報提供は、愛知大学総務課のご協力を得た。

地震発生後の大学と地域の関わり -避難所開設等に着目して-

南 博

北九州市立大学地域戦略研究所教授

はじめに

平常時においても大学と地域の関わりにおいては様々な出来事や関係者間の認識のズレが起こりうるため、学生や教職員を守る観点、大学に対する地域からの信頼を損なわない観点等からのリスクマネジメントの視点を欠くことはできない。

それでは、大規模災害が発生した非常時においてはどうか。被災直後の学内では学生・教職員の安全確保や安否確認など緊急性の高いタスクが山積する。そして時間の経過とともに、BCPに基づき大学本来の機能を回復することが必要となっていく。教職員は余裕がない中での対応が求められる。そして地域からも大学に対し様々な要望が発生することが十分考えられる。様々な要望について、応えるべきもの、応えられないものを混乱状態の中で緊急に判断することも求められよう。非常時にどのような事態が発生し、大学として地域にどう向き合うべきか、平常時から一定のイメージを持ち、行政（特に災害対応で中心的な役割を果たす市区町村）との事前協議をはじめ各種対策を講じておくことが必要である。

本稿では、地震を事例として大規模災害発生時の大学と地域の関わりのうち、特に住民への対応が求められる避難所開設等に着目し時系列で想定される出来事を例示すること等を通じ、災害発生時の地域と大学の関わりに関する若干の話題提供を行うことを目的とする。

I 地震発生後の大学と地域の関わり

1 近年の大規模地震発生日時の特徴

1995年の阪神・淡路大震災以降に発生し大きな被害をもたらした国内の地震のほとんどが、夜間・早朝・土曜日・祝日・長期休暇期間中など、大学内に多くの学生・教職員が滞在している状況ではない時間帯に発生しており、教室から避難した多数の学生と学外から緊急的に避難してきた多数の市民等で発災直後にキャンパス内が混乱する状態はあまり生じていない（南・村江（2019）、南（2023））。裏を返せば、自宅や課外活動先、アルバイト先などで多くの学生・教職員が被災し、学内にいる教職員が少なく、理事長・学長・事務局長・部局長等の意思決定者、あるいは施設設備管理や情報システムなどの委託業者等への連絡も円滑に行いづらい時間帯に多く発生している。

2 発災直後に人々が緊急的に避難する「緊急避難場所」的対応

大規模地震の発災直後、直ちに生じる可能性がある大学と地域の関わりは、キャンパスが「緊急避難場所」となることだ。発災日時やキャンパスの立地場所によって起こり得る状況は異なる。

大都市中心部に立地している場合、日中や夜の早い時間帯に発災すると、キャンパス周辺で働く人々や買い物客等が多数避難してくる可能性がある。また訪日外国人旅行者など、外国人も多数含まれるかもしれない。これらの人々は基本的に地域住民ではなく土地勘がない人も多い。「いや、本学は自治体の地域防災計画において緊急避難場所に指定されていないから…」、

「本学の危機管理計画で、学外からは受け入れないこととしているから…」とお考えの読者もおられるかもしれない。しかし、発災直後に学外からの避難者を頑なに入構させない対応は、学内から学外に避難しようとする学生・教職員もいる中では現実的ではない可能性があり、構造的に地域に開かれたキャンパスにおいては様々な人々の出入りは防ぎづらい。一時的にキャンパス内に集まった人々を自治体の指定した大規模緊急避難場所である近隣の公園等へ円滑に誘導する事前準備と、現場での人道的で冷静な対応が必要となる。大学ならではの対応としては外国人へのサポートを想定した多言語案内マップ整備などが考えられよう（これは留学生のためにも準備が必要）。

大都市近郊や郊外部に立地している場合は、発災直後から避難してくる地域住民への対応が生じる。特に夜間や早朝、あるいは休日の場合、発災後に多くの地域住民がキャンパスに避難してくるであろう。その中には学生（在学生）も多数含まれる。この場合、下記3および4で述べる「避難所」としての対応、すなわち数日から数カ月単位で住民が避難生活を送る場に移行していくことが考えられる。

いずれにせよ、発災直後は大学の教職員は地域対応以外にも取り組むべき案件（特に学生・教職員の安全確保）が膨大に発生し、平常時の手順での意思決定も行いづらい状況となることが想定される。平常時からある程度具体的かつ現実的な計画・マニュアルを定めておき、教職員が方向性を十分理解したうえで、イザという時に教職員一人ひとりが的確に（場合によっては柔軟に）判断できる準備と心構えが必要だろう。

3 発災後数時間経過した後の帰宅困難者対応、あるいは「避難所」的対応（初期期）

発災後、時間の経過とともに状況は大きく変化していく。大学周辺の被災状況や公共交通機関の状況次第で、キャンパスにいる学生や緊急避難者が帰宅困難者となることも十分予想される。水や食料、毛布、懐中電灯などの資機材の備蓄はどの程度できているだろうか。また、大学としては学生に対し優先的に食料等を配布したいところだが、様々な人々が混在する中で

トラブルなく円滑に配布できるであろうか。公開空地やグラウンドが広いキャンパスの場合、数時間経過した頃から避難してくる人々の数が増え、自家用車で避難してくる住民も多いだろう。更なる地震発生に対する警戒も必要だ。

このような段階になると、市区町村の地域防災計画において指定緊急避難場所あるいは指定避難所となっている大学においては行政や地域コミュニティとのやり取りも本格化し、避難所開設に向けた準備も進むこととなる。避難所運営に関しては、内閣府「避難所運営ガイドライン（令和4年4月改定）」、および各都道府県や市区町村のガイドライン等を踏まえ、指定されている大学においては一定の準備に取り組んでおり、市区町村側も準備しているであろう。ただし事前に指定されていないが避難所開設へと動く場合もあり、その場合は急遽準備していくこととなる。

その際、一般論としては大学側は「施設管理者」という立場にとどまり、避難所運営は市区町村職員、また時間の経過とともに避難者による自治に切り替えて行われることが基本であろう。しかし当面の間は、現実的にキャンパス内に避難してきている避難者への対応は教職員も担うケースが生じる。さらに大学周辺で一人暮らししている学生が多数避難してくることも想定され、学生に対する対応も必要となる。避難者への支援、教職員のサポートを積極的に申し出てくれたり、自発的に動いてくれたりする学生も多いであろう。教職員としてはありがたく心強いことであるが、学生を守る観点から留意が必要な状態でもある。この点については後述する。

なお、避難者が一時的にキャンパス内に滞在した後、大学周辺にある小中学校や公共体育館等に開設された避難所に移動するケースも多いであろう。この場合は大学内に避難所は開設されないが、学生にどのような行動を促すか検討しておくことが必要であろう。避難所が混雑する状況下において、場合によっては学生に限り学内にしばらく滞在することを認めることも選択肢の一つかもしれない。

表1 大学に地域住民等を対象とした避難所が開設された事例

大学	避難所等の設置状況	特徴的状況(例)
神戸大学 (阪神・淡路大震災)	避難市民(最多時):約2,550人 時期(最長施設): 1995年1月7日～11月30日	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の施設もあったが、指定外の施設も多数開放した(例:計画では教室を指定していたが厳冬期のため絨毯の敷かれた部屋を避難所化)。 避難市民の世話人と大学側の世話人による会合で避難所運営ルールを協議した。
東北大学 (東日本大震災)	避難市民(最多時):約200人 時期: 2011年3月11日～3月16日	<ul style="list-style-type: none"> 事前に災害対策マニュアルを定めており、「避難住民対策班」が位置づけられていた。 仙台市街地のキャンパスは周辺の被害状況を反映し、比較的短期でスムーズに近隣住民の避難は解消していった。食料品等も備蓄も十分であった。
石巻専修大学 (東日本大震災)	避難市民(最多時):約1,200人 時期: 2011年3月11日～4月28日	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所ではなく、市との協定案でも一時避難場所として想定されていたが、避難者受け入れを早期に決断。 一般市民と学生の避難所を別々の建物に分けることにより、「一般市民の避難者に対する石巻市職員やボランティア団体による救援活動」と「学生の保護と大学機能の回復」を両立。
熊本大学 (熊本地震)	避難市民(最多時):約2,800人 時期: 2016年4月14日～5月8日	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所以外の施設も開放し多数の避難者を受け入れ。学生や教職員が積極的に避難所運営に参画したことや、専門性を有する職員等の存在が円滑な運営につながった。 得られた教訓として「多数の一般市民が集まる避難場所では、ルールの確立や秩序を保つことが重要であるが、それらを主導する人材配置を確立しておく。」ことの必要性を記録集に記述。
熊本学園大学 (熊本地震)	避難市民(最多時):約860人 時期: 2016年4月14日～5月28日	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所ではなかったが、避難者が多数来校し、避難所として学校施設を開放。 社会福祉学部が中心となり、被災した障害者(60人)も受け入れて教職員や学生と被災者等が協力して避難所を運営。「管理はしないが配慮する」原則。 専門的資格を有する教員を中心に、福祉的課題を有した被災者への確かな支援を実施。

注)以下の出典等に基づき、筆者が整理。

- ・神戸大学:神戸大学百年史編集委員会(2010)『神戸大学百年史 通史Ⅱ』
 - ・東北大学:東北大学災害対策推進室(2013)『東北大学 東日本大震災記録集 ～3.11から 記録と記憶をつないで、次代へ、世界へ』
 - ・石巻専修大学:ヒアリング調査、石巻専修大学(2012)『東日本大震災 石巻専修大学報告書』1
 - ・熊本大学:熊本大学(2017)『熊本地震記録集～4.14 4.16 想定を超える困難に直面して』
 - ・熊本学園大学:ヒアリング調査、熊本学園大学(2016)『熊本学園大学広報誌 銀杏並木』431、熊本学園大学(2017)『平成28年熊本地震 大学避難所45日 障がい者を受け入れた熊本学園大学震災避難所運営の記録』熊本日日新聞社
- (出典)南博・村江史年(2019)「大規模災害時に大学が市民の避難所等となる際の課題」、『地域戦略研究所紀要』No.4、北九州市立大学地域戦略研究所から一部抜粋

4 「避難所」となった場合の対応

発災後に大学に一般市民等を対象とした避難所が開設された場合、膨大な作業や調整事項が発生する。阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震などでは大学に避難所が開設された事例があり、地域防災計画における指定避難所となっていなかったが避難所を開設した大学もある。これらの一部について南・村江(2019)で文献調査・ヒアリング調査をまとめた結果を表1に示す。

上記は非常に大まかなまとめであるが、こうした内容に関心をお持ちの読者には、特にインターネットで全文公開されている石巻専修大学『東日本大震災 石巻専修大学報告書』第1号(2012年3月)～第5号(2016年3月)、および熊本大学『熊本地震記録集～4.14 4.16 想定を超える困難に直面して』(2017年4月)をお読みいただくことをお勧めする。避難所運営に限らず、大規模地震発生時の大学が直面する課題、対応すべき事項等に関する様々な知見がまとめられており、大いに

参考になる。

住民向け避難所を学内に開設することは大学として大きな地域貢献となり得るが、その運営には大きな課題が伴うことは明らかである。また、いったん開設した避難所を合理的理由で閉鎖（近隣の他の避難所との統合等のため、避難者に移動いただく等）する際、一部の避難者から理解を得にくかった事例もある。発災後の時間の経過とともに大学本来の教育・研究機能等を回復していくことが必要不可欠であるが、避難所を開設している場合には十分な配慮が必要となる。

II 避難所運営への学生の参画等に関する私見

1 避難所運営における学生の関わり

大規模災害発生時の大学に対する社会からの大きな期待の一つとして「避難所運営や被災家屋の復旧支援ボランティアとして多くの学生に参加してほしい」という点が挙げられよう。地震以外の災害も含め、近年国内各地で多くの大学生が、個人あるいは大学から派遣される形で災害ボランティアとして活動し極めて大きな社会貢献をしており、学生自身も様々な学びを得てキャリア形成に役立っていることも多い。大学として大いに意義のある役割と言えよう。

一方、避難所運営ボランティアに学生が入る際には、留意すべき事項も多いと感じる。まず、避難所開設当初は大混乱の中で手探り状態の取り組みが避けられず、「被災によって気持ちの高ぶった避難者とのコミュニケーションの過程で教職員や学生に厳しい言葉が投げかけられることも推測され」（南（2023））、学生の心身の疲弊に対する配慮が必要となる。教職員も自身が被災しているうえに、大学運営において災害対応の膨大な業務（入試や卒業判定などの時期と重なる場合もある。）への対応や緊急の学術調査研究の社会的要請があることから、避難所運営にあたる学生ボランティアに十分目が行き届かなくなる可能性がある。しかしながら、多数の人々が高密度に集まる空間である避難所においては、学生と避難者あるいは様々なボランティア従事者との距離感に最大限の目配りを行い、学生の主体性を尊重しつつも組織として学生を守る対策が必要であろう。

2 大学内に住民向け避難所を開設することに関する論点例

地域防災計画における指定避難所となっている場合はもちろん、災害発生後に地域が直面する状況に照らして地域の住民等を受け入れる避難所を自主的に開設することは大きな意義がある。一方で、施設・設備の安全性が確保されていることが重要であり、運営をサポートする教職員・学生の状況などにも十分な配慮が必要である。

ただし、総合的な観点から「地域全体の円滑な避難所運営に貢献する」ため、敢えて学内に住民向け避難所を開設しない考え方もあり得る、と個人的には考えている。学内に避難所を開設すると、多くの学生や教職員はその運営に携わることとなり、人員や資機材に限られる中で学内避難所に集中せざるをえなくなる可能性が高い。この状態は、大学近隣の住民に対して極めて大きな貢献となるが、同じ被災自治体内の他の避難所で活動する学生や教職員数が少なくなることにつながる。

近年、各大学には地域貢献活動に取り組む多くの学生たちがいる。普段は防災関連の活動は行っていないとしても、スポーツや文化芸術、福祉、教育、まちづくり、情報発信等の様々な活動のノウハウは避難所運営や復旧支援活動に応用することができ、また体育会系学生の組織的行動力や身体能力も重宝されるだろう。もちろん高い技術や知識などの専門性で貢献できる学生や教職員も多いであろう。

そのため、大学内には敢えて住民向け避難所を開設せず、市区町村や社会福祉協議会等と協働し同じ市区町村内や近隣で運営に困っている複数の避難所に、適材適所の学生・教職員を派遣する拠点となることに専念してはどうか。現場での課題や解決策を各グループが毎日学内に持ち帰って効果的な対策や課題を共有し、翌日以降の活動に活かしていくことにより、より広い範囲のより多くの住民に大学の特性を活かした地域貢献を展開することに繋がると考える。また、BCPに基づく大学本来の機能回復も行いやすくなるのではないか。ただしこのような場合においても、自らの大学の学生については大学内での避難生活を認める等の

対応は必要であろう。

なお、これは全くの筆者の私見であり、筆者の所属組織においてこうした議論が行われているわけではない点を申し添える。

3 情報発信に関する留意点の例

避難所運営をはじめ災害関連活動全般において、学生を守る観点から近年特に懸念されることの一つはSNSによる情報拡散である。学生自らが発信する場合と、ボランティア活動している学生の様子を第三者が投稿する場合の双方において、文章や画像に関する幾つか懸念がある。前者の場合は活動に関する投稿を予め禁止したり配慮事項を具体的に提示したりすること等で相当程度未然に防ぐことはできるだろう。問題は後者である。例えば避難所での学生の活動の様子を住民のお一人が撮影して善意で「〇〇大学の学生さんが非常に頑張って活動してくれてありがたい。」旨のコメントとともにSNSに画像・動画投稿した場合、活動に際しボランティアは名札シールを服に貼り付けていることが多いため個人の特定に繋がる可能性があり、そこから何らかの問題が生じてしまうことがあるかもしれない。災害発生時に限らず学外の人によるSNS投稿は大学側としてコントロールしづらいが、避難所での活動に際しては学生の活動の様子を撮影することは控えていただくよう避難者等にアナウンスする配慮は必要であろう。あまり心配しすぎると何もできないことになってしまうが、災害発生時の混乱状態の中で学生を守る観点から、大学として様々な配慮が必要であろう。

おわりに

本稿では、特に緊急避難場所、避難所としての大学

と地域の関係性に焦点を絞り、課題面を中心に幾つか論点をお示ししてきた。大規模災害発生時には、大学の総力を挙げて研究活動、ボランティア活動、施設活用などで地域に貢献していくことが不可欠であり、地域の知の拠点、社会に開かれた大学としての使命とも言えよう。一方、大学としては特に学生を守る観点、大学としての機能を早期に回復させていく観点を忘れてはならない。日本国内においても地域によって災害に対する危機感に差があり、また教職員間の関心度合いの差もあろうが、地震に限らず大規模災害はいつどこで何が起きても不思議ではない。災害発生時の危機管理および地域貢献のあり方について、各大学で一層検討が進められ、多くの教職員が関心を持つことを期待したい。

【参考文献】

- 石巻専修大学『東日本大震災 石巻専修大学報告書』第1号、2012年
(https://www.senshu-u.ac.jp/ishinomaki/social-contributions/fukkou/shinsai_report.html)
- 熊本大学『熊本地震記録集～4.14 4.16 想定を超える困難に直面して』、2017年
(<https://www.kumamoto-u.ac.jp/whatsnew/soumu/jishinkirokusyu>)
- 南博・村江史年「大規模災害時に大学が市民の避難所等となる際の課題」、『地域戦略研究所紀要』No.4、北九州市立大学地域戦略研究所、2019年、23-51頁
- 南博「大規模災害時に大学が市民の緊急避難場所・避難所等となる際の課題」、『大学マネジメント』Vol.19 No.8 (2023年11月号)、大学マネジメント研究会、2023年、15-21頁

大地震の発生が懸念される地域での 防災を学べる大学の役割

阿部 郁 男

常葉大学副学長・社会環境学部教授

はじめに

1978年に大規模地震対策特別措置法が制定されて以来、東海地震が世の中の関心を集め、静岡県では様々な取り組みが進められてきました。その中で、環境や防災に係わる諸課題について教育と研究を行うことを目的とした環境防災学部を設置する富士常葉大学が2000年に開学されました。さらに2006年には、環境防災学部の学びをさらに深化させて、持続可能な新しい社会システムを構想できる人材育成を目的とした大学院環境防災研究科が開設されました。そして、2010年には、複合化、複雑化する環境や防災にかかわる諸問題を社会システム全体の問題として考える時代に変化してきたことに合わせたいと考え、学部名を環境防災学部から社会環境学部に変更を行い、2013年に同一法人内にあった3つの大学（常葉学園大学、富士常葉大学、浜松大学）を統合する形で現在の常葉大学となりました。常葉大学では、富士常葉大学の頃より継続して、地域貢献を教育理念の一つとして掲げており、それを具現化する組織として社会災害研究センターを全学組織として位置付け、学部および研究科に留まらない地域における防災研究拠点として運営してきました。

富士常葉大学の開学当時は、防災を学部および研究科名に冠する私立大学はかなり希少ではなかったかと思えます。2004年には新潟中越地震が発生し、その後、被災地との交流などを通して、防災と地域社会とのかわりという視点での学びを学生に提供してきました。2011年には東日本大震災が発生したことにより、本学を取り巻く状況も大きく変化してきました。

防災や地域づくりに係わる組織が全国各地の大学に設立され、学びも提供されるようになり、その役割も徐々に変化していると思われます。本稿では、大地震の発生が懸念される地域での防災を学べる大学として、これまでの本学の取り組みを紹介したいと考えています。

1. 防災を学び地域で活躍できる人材の育成へ

富士常葉大学は収容定員1,620名（2010年5月1日時点）の小規模大学であり、そのうち環境防災学部の収容定員は460名でした¹⁾。環境防災学部が教育の柱と掲げる「防災」にかかわる学びは様々な分野にまたがるため、工学、理学、心理学、社会学、行政学など文理横断型での科目配置を行っていました。

さらに環境防災学部では希望する学生が現場での実践的な活動を通じて強い目的意識を持って学修、研究活動に取り組むことができるように、災害対応に従事した行政担当者、被災者、NPOなどの支援者から話を伺う研修なども現地で実施してきました。これらの活動は、常葉大学となった現在でも継続的に実施しています。また、3つの大学が統合して常葉大学となる以前より、防災にかかわるボランティアセンターやサークルも活動しており、今後の社会で中核世代となる学生が公開講座などを通して活動の紹介と地域への学びの還元を行ってきました。

このように学生の学びや活動の場の提供だけに留まらず、地域からの講演要請や高大接続教育にも積極的に対応し、さらには静岡県内に多くの教育従事者を輩出している大学として教員研修や学校防災活動のサポートなど様々な取組みを推進してきました。

2. 学校における防災対策への貢献

静岡県内に多くの教員を輩出している常葉大学の地域貢献として、学校防災を充実させ、東日本大震災の大川小学校のような悲劇が繰り返されない体制づくりへの貢献が本学に課せられた大きな役割でもあったと考えています。学校は児童、生徒に教育の機会を提供する場であるとともに安心して過ごすことのできる「守る」重要な場所でもあります。同時に、避難場所にも指定された地域の防災活動の拠点でもあります。大規模災害が発生した際には、学校などの教育現場は避難生活の場所として利用されることとなりますが、阪神淡路大震災で避難所となった多くの学校では教育機関としての機能が大きく制限されたことが課題として示されました²⁾。さらに、東日本大震災では、宮城県石巻市の大川小学校において学校管理下にあった多くの児童が犠牲となる痛ましい事態となりました。つまり、避難場所として場を提供するだけでなく学校を通して地域の防災力を高めてゆくことは災害が多発する日本では重要な意味を持ててきます。そこで、本学では幼稚園から高校までの様々な教育現場に、様々な専門知識を持った教員の派遣を積極的に行い、防災体制の強化に貢献してきました。

3. 浜松市との連携～学校防災アドバイザーとしてのかかわり

学校における防災対策への貢献の一例として、浜松市との連携を紹介します。私自身が、2013年度より学校防災アドバイザーとして学校防災プロジェクトの立案と実施に携わりました。それらの活動では、まず学校・園の防災対策基準を策定しました。これは中学校区を一つの地域ブロックとして考えて防災対策の判断基準を合わせようとしたものであり、例えば、同じ中学校区であるにもかかわらず、ある学校では休校、ある学校では通常授業といった異なる対応が取られることによって地域が混乱しないようにするためのものです。2014年度には中学校区ごとに危機管理マニュアルの整備、2015年度には浜松市全体として学校(園)ランドデザインの策定に至りました。浜松市学

校(園)防災ランドデザインでは、浜松市における防災教育および学校安全の推進のために次の3つの柱を立案しました。

- ①指導内容・方法等の構築
- ②教職員の危機管理意識の高揚
- ③家庭・地域・関係機関等との連携

このランドデザインのもとで、行政機関と教育現場が学校と地域の防災対策や課題について話し合う場としての学校防災プロジェクト会議も定期的に行われるようになり、この会議において防災対策基準や危機管理マニュアルのひな形を作成しました。さらには、防災課題サポート事業も立ち上げました。各学校において、防災計画やマニュアルなどの作成、防災教育を実施したいと考えた際、災害特性や地域性の関係で様々な課題や悩みが生じることが想定されます。そこで、専門的な立場から各学校の課題や悩みに直接答えることが防災課題サポート事業の狙いです。名称は異なりますが同様の制度を静岡市でも実施させていただいています。図1には、これらの研修会等で必ず紹介させていただいている学校における防災対策の基本的な考え方を示しました。現在、防災対策を考えるもとなる被害想定やハザードマップが様々な形態で提供されています。しかし、過去には想定を超える津波が来たことが伝承として残されている地域も少なくありません。また、ハザードマップや被害想定を読み解く際にも、どの程度の災害を対象とすべきか、この部分の考え方を整理してゆく必要があると思われます。さらに、実際に地震が発生すると、倒壊家屋やがれきが道を塞いでいるなど、様々なことが起こり得ます。地域によっては孤立の可能性があり、あるいは地域住民以外の方が多数滞留する可能性など、地域ごとに災害発生時の状況は変わってきます。防災課題サポート事業は、これらのような地域ごとに異なる災害特性や地域の実情を共有し、学校や地域が抱える防災に関する課題を解決するために協業を目指した取り組みです。

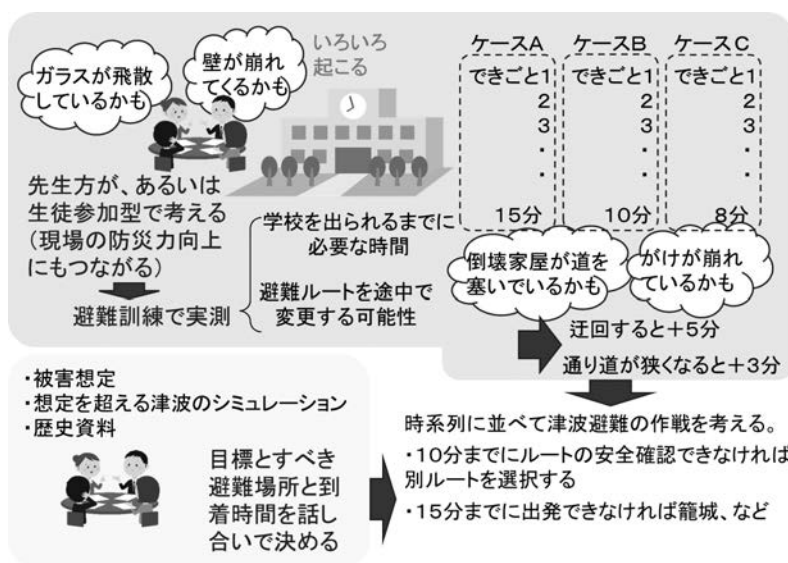


図1 学校における防災対策の基本的な考え方（研修会などで提示するスライド）

さらに、2017年度には、どこかで災害が発生した時にすぐに防災学習が行える教材として防災ノートの作成支援を行いました。この作成過程では「機会教育」という考え方を重視しました。防災の意識啓発のためには実際に体験することが最も効果があると思われませんが、実際に災害を体験してからでは手遅れになります。そこで、ほかの地域で災害が発生したり、あるいは災害に繋がる予兆や何らかの情報が発せられたときに、それを学びの機会としてとらえ、例えば帰りの会などのごく短時間でもよいので手軽に確認できる平易な教材を利用して防災教育を進めてゆくという考え方です。完成した防災ノートは、2018年度より本格的に利用されており、東日本大震災において石巻市の大川小学校で多くの犠牲が出てしまったことを教訓として大きな社会的関心が寄せられ、地元のテレビ局に留まらず、全国放送も行われたことにより兵庫県、広島県から問い合わせを頂きました。

4. FDSO研修会としての展開

これまでには主に学外との連携について紹介してきましたが、大学では学生のみならず教職員およびその家族など大学にかかわる全ての方々の安全を守るための取り組みを進めることが重要だと考えています。最

近は、気候変動や社会状況の変化により、災害のスタイルも大きく変わり、発せられる情報も幾多の災害を教訓に変化してきています。そのため、本学では防災をテーマとした全学のFDSO研修会をシリーズで開催することとしています。

2024年度には南海トラフ地震臨時情報が運用開始後に初めて発表され、大きな話題となりました。また、迷走台風による長時間の降雨により、公共交通機関の運休や幹線道路が通行止めになるなど大学の運営にも大きな困難を伴いました。そこで、今年度の研修では、災害が想定されるときに発表される様々な情報への理解を深めること、これらの情報やハザードマップを適切に利用することで、教職員がそれぞれに自身の安全確保に繋げられるようにすることを目指した研修を行いました。

前述の通り、防災にかかわる学びは様々な分野に及びます。本学は様々な専門知識を持つ教員が在籍していますので、災害発生直後から再建までの過程で学べることは沢山あります。次年度以降は、健康維持、避難生活や生活再建にかかわる様々な研修を実施してゆく予定であり、それらの学びを地域社会にも還元してゆきたいと思います。

5. 防災教育の限界と課題

最後に、東日本大震災以前より防災対策に携わる立場から感じている課題について述べさせていただきます。

浜松市の学校防災アドバイザー制度を立ち上げた際には、学校防災リーダーを各学校に配置し、配置された防災リーダーが管理職と連携して防災対策を推進することを目指してきました。この過程において専門的な知見が必要となった場合には、それぞれの専門家が学校現場に赴いて必要な助言を行う制度も立ち上げました。このような取組みによって、防災の知識を深めた教職員が各学校に配置されれば、学校だけではなく地域の防災力の底上げにもつながると考えたからです。

そのような取組みを進めてきましたが、東日本大震災以降、特に津波に対する過剰な安全意識が働いていることを危惧しています。津波がどこまで内陸に遡上するのか、つまり各学校まで津波が到達するかどうかは、発生した津波の「水の量」で変わってきます。この水の量は地震のマグニチュードからある程度推定可能であり、地震によって生じる津波の科学的な上限値は決められると考えています。しかし、地震が原因となって発生する津波は絶対に来ないと科学的知見から確信できる学校でも、いまだに津波への過剰な警戒心から校舎上層階に避難する計画が作られています。こ

のような学校にも何度か訪問し、説明と意見交換を行いました。しかし、いったん見直された対策であっても、担当となる教員が変わったことによって再び学校での対策を戻されるケースが後を絶ちません。これは、安心と安全の問題として議論されることでもありますが、教育委員会や学校で担当いただく先生が変わったことにより、発生することが想定される地震や津波が変わっていないにもかかわらず、対策が変わることがしばしば起こっています。

これは自然科学の問題ではなく、私たちの社会の問題です。寺田寅彦先生のエッセイ「津浪と人間」のなかで「人間界の人間の自然現象」という記載があります³⁾。私たちの社会では仕方のない問題なのかもしれませんが、昔から、そして現在でも残ってしまう防災対策の永遠の課題なのかもしれません。

【引用文献】

- 1) 富士常葉大学. 平成22年度 大学機関別認証評価 自己評価報告書・本編. 2010, 118p.
- 2) 文部科学省「学校等の防災体制の充実について 第一次報告」. https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/06051221/001.htm, (参照 2024-12-10).
- 3) 池内了編. 科学と科学者のはなし 寺田寅彦エッセイ集. 岩波少年文庫, 2000, p.180-188.

石巻専修大学「東日本大震災」 -その時、大学は-

尾形 孝 輔

石巻専修大学事務部事務課（学務担当）
課長 兼 学長秘書

1 はじめに

石巻専修大学（以下、本学）は、建学の精神「社会に対する報恩奉仕」の下、平成元（1989）年4月、石巻市を中心とする石巻圏域の熱い要望と温かい支援を受けて開学し、令和6（2024）年に35周年を迎えた。21世紀ビジョン「社会知性の開発」を理念として掲げ、「社会の諸問題に、自分の役割を自覚して取り組むために、生涯にわたって学び続けることができる人材」を育成していくため、「学生第一主義」を基本に置いた大学運営を行っている。

理工学部・経営学部の2学部で開学した本学は、平成5（1993）年には大学院理工学研究科及び経営学研究科に修士課程を設置し、両研究科の博士後期課程設置を経て、東日本大震災後の平成25（2013）年には、人の復興や心の復興に資するため、地域の活性化を担う人材を養成する人間学部を新設、現在は3学部7学科、2研究科を擁する総合大学となった。本学の地域連携は、建学の精神「社会に対する報恩奉仕」を具現化するために、開学と同時に大学開放センターを設置し、地域の方々と共に安心・安全で生きがいのあるまちづくりを進めている。その後、平成21（2009）年には、研究と教育の両面から地域連携に取り組む共創研究センターを設置した。現在は、大学開放センターが地域社会からの窓口となり、共創研究センターが地域課題を研究教育活動の側面から解決するなど、2つのセンターは車の両輪のように協力しながら、地域社会の持続的発展を担うことを目指して活動している。

東日本大震災直後、被災地域の一員として圏域自治体等と連携し、防災と復興に関する事業を行い、研究

と教育の高度化や復興を担う人材の育成を目指す「復興共生プロジェクト」を機動的に展開した。令和6（2024）年には、被災地の石巻圏域を支える唯一の高等教育機関としての永続性を担保するという観点から、大学のブランドスローガンを「地域に根ざして世界に尖った大学～地域とともに学生と地域社会の未来をつくり、社会から真に必要なとされる大学を目指す～」と再整理した。

2 東日本大震災時の対応状況

(1) 安否確認

東日本大震災は、2011年3月11日に発生し、大学が所在している宮城県石巻市は甚大な被害を受けた。この大震災により本学においても6名の在学生の尊い命が犠牲となった。石巻圏域の人的被害、物的被害、在宅避難者、地盤沈下等の被害の詳細については、内陸部や沿岸部で異なる。本学は、石巻市役所の北部、北上川に囲まれた場所に立地しているが、建物の損傷については大学の建物自体には大きな損傷がなく、津波による被害もなかった。このことから本学は避難所として機能し、多くの避難者を受入れることができた。

震災当日、大きな揺れが収まり、余震がある中で、学内にいた学生、教職員の安否確認を開始した。校内放送により避難誘導が行われ、その後、雪が降り、大津波警報が発令されたことを受けて、数か所を経由しながら安全な場所に誘導が行われた。最後は非常電源のある建物に移動することとなった。また、震災発生の1時間半後には近隣地域住民も本学に避難してくるようになった。震災時は春期休暇中であったが、学内

にはサークル活動や研究室で実験等を行っていた学生が200人いた。避難場所で、紙に手書きで学籍番号と名前を記入してもらい安否情報の収集を行った。

翌日の3月12日、学生・教職員の安否確認情報を収集するWebサイトが学校法人専修大学(東京・神田)で公開された。その後、全学生と教職員の安否確認を開始した。震災直後から電話やメール等の通信が不通だったため、学生が大学に避難してくるたびに、その都度情報を手書きの名簿に記入し、情報把握を進めた。3月14日、インターネット不通のため、専修大学ホームページを経由して、大学情報を開始、安否確認情報についても受け付けを開始した。本学においても本格的な安否情報の集計が始まったが、サーバーに接続できていないパソコンにデータ入力するところから開始した。教職員の安否確認は3月17日に無事が確認され、学生の安否情報は3月30日に確認作業が終了した。

(2) 地域社会への支援

石巻市と本学は、協力体制を強化するために、東日本大震災前の2008年に包括連携協定を結び、その後、大規模災害時における連携協定の調印が2011年3月30日に予定されていた。この連携協定を締結する前に東日本大震災が発生した。協定の締結に向けた数年間の協議があったことから、石巻市や石巻市社会福祉協議会との連携対応が迅速に進められた。石巻市との大規模災害時における連携に関する協定については、震災後の2012年に正式に締結した。

地震発生後、近隣住民数十人が大学に避難してきた。本学は石巻市の避難所と指定されていなかったが、避難者を収容した。その後、石巻市からの要請に応じて本学で一般の避難者を受け入れることが決定した。救助された被災者がヘリコプターや自衛隊のトラック等で次々に本学に運ばれてきた。震災後から4、5日後には、避難者数が学生・一般市民併せて1,200人を超えた。石巻市の協力を得ることによって「一般避難者の救援活動」と「学生の保護と大学機能の回復」を両立できるようになった。運営を手伝う学生が避難所スタッフと勘違いされ、抗議や苦情を言われる場面

もあった。

震災直後、大学に様々な方々が集まることで、施設や教室についても状況に応じて開放を行った。4号館教室は被災者の避難所、多目的グラウンドは災害時の救助・救護活動や緊急物資の輸送に使用するヘリポートや自衛隊の宿营地や通信基地、本館中庭前は避難者の通信手段を確保する非常用衛星電話所、体育館は石巻日赤病院での受け入れが困難な患者等の搬送先となる臨時の日本赤十字社救護所、5号館1階の教室等、雨天体育場、全天候型陸上競技場、第1・2学生駐車場は、石巻市社会福祉協議会、災害ボランティアセンター、復興支援協議会の本部や物資保管倉庫、ボランティア宿营地として提供した。

3月下旬には、学生数人と一般市民約230人となり、本学避難所が閉所となる4月28日まで学内において避難生活を続けた。また、避難所としての役割を終えた後は、石巻赤十字看護専門学校には2号館の教室を授業教室として提供、宮城県合同庁舎・東部地方振興事務所には体育館を県の事務室として提供した。

(3) 復興共生プロジェクトの立ち上げ

2011年、被災地の最前線で活動する本学が地域復興のセンター(又はプラットフォーム)となり、地域とともに復興を目指す「復興共生プロジェクト」を立ち上げた。基本的な考え方は、①被災地域の防災と復興に関わる事業を行い、これを通じて石巻専修大学の研究と教育の高度化を図ること、②歴史や文化の背景を担ったコミュニティの復興と復興を担う人材の育成を目指すこと、③学内に共同研究拠点を設置し、学外研究者・自治体・企業・地域関係者が参画する共同研究プロジェクトとして実施することとした。学外からの多様な要請にも対応し、大学施設の提供、防災や復興に関連する講演会やシンポジウムの開催、被災者支援、産業支援、防災・復興関連研究など幅広い事業に取り組んだ。また、3Dプリンタを活用した石巻市沿岸部の復元立体模型を製作し、地域住民の復興のシンボルとして展示、寄贈も行った。

この活動記録は、「東日本大震災 石巻専修大学報告書 第1号(平成23年度)～第5号(平成27年度)」に時

系列にてまとめ、本学ホームページに掲載し、教育リソースとして一般に公開している。

3 震災後の現在の取り組み

(1) 安否確認のその後

現在、本学は、震度5弱以上の地震が授業中に発生したことを想定した防災訓練を定期的実施している。令和6年度は6回実施する計画となっている。

訓練内容は、緊急地震速報（非常放送）の指示により、地震発生時の初期安全行動訓練を行い、終了後、放送により地震発生時の対応方法を周知する「初期安全行動訓練」、その後、非常放送及び教職員の指示により、学生の避難誘導を行う「避難訓練」としている。訓練では、火災及び建物倒壊の恐れのある場合を想定した避難、津波及び浸水の恐れのある場合を想定した避難の2種類としている。

また、東日本大震災時に苦勞した安否確認については、外部の安否確認システムを導入して実施している。これまで電子メールにより行っていたが、回答率が低迷といったこともあり、令和6年度からコミュニケーションツールの利用可能な安否確認システムに更新した。安否確認システムの運用訓練は、毎年、実施して登録も促している。

(2) 本学の地域連携

東日本大震災後、本学は復興共生プロジェクトを立ち上げ、地域社会と密接に連携しながら、持続可能な復興と発展を目指す取り組みを進めてきた。現在は、大学開放センターがSDGs推進のプラットフォームとなり、地域社会、行政、産業界、金融界、マスコミなどの各機関との連携を深め、地域の自治体や企業団体と緊密な連携を築きながら、共創研究センターで研究教育活動の側面から地域連携に取り組んでいる。また、学部学科の教育活動においても、地域資源を学ぶ「いしのまき学」、地域振興や防災教育を取り込んだ学びも進めている。

この活動は、地域社会と共に歩みながら、地域の発展や課題解決、持続可能なウェルビーイング社会の構築を目指す事業へと発展している。年度ごとの活動

は、「地域連携ハンドブック」を刊行して、ホームページ上で公表している。

(3) 被災の経験とそれを踏まえた方策

東日本大震災から十数年が経過し、「モノの復興」は完了したといわれるが、「心の復興」は始まったばかりで、高等教育機関に対する地域の期待は強いものがある。東日本大震災で被災したこの地においては、復興から未来に向けて踏み出すために、地域資源を活用し、新しい産業・システムを創出することが不可欠である。

2024年度に第2次中長期ビジョン（2025～2029年）を策定・公表した。その中で未来社会デザイン・新規事業創生・小中高大地域一貫教育による地方創生事業をキーワードに据えた行動目標も立案し、地域行政と大学一体での将来の石巻圏域のまちづくり計画、産業振興のための新規事業創生活動、地域を支える地域まちおこし活動を推進していく。また、本学では教育委員会等の関係機関と連携していることもあり、子ども向けの取り組みも重視していく。幼稚園、小学校、中学校、高等学校まで石巻圏域を中心に拠点校や協力校の覚書を交わし、連携の強化を図っている。

(4) 被災の経験とそれを踏まえた取り組み

本学の社会連携・社会貢献に関する方針は、次のとおりである。

- ①本学は、教育研究活動の成果を広く社会に還元し、石巻圏域を中心とした協定自治体等との連携を図りながら地域社会の発展に寄与する。
- ②大学の施設等の物的資源、教職員や学生等の人的資源、教育研究活動によって得られた知識や経験等の知的資源を活用して社会に貢献する。
- ③自治体等との連携活動、公開講座等を含む知の発信及び広報活動、国際交流活動等を行う。
- ④社会連携・社会貢献活動は、学生及び教職員の教育研究活動の向上につながるものとする。
- ⑤持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、本学の教育研究及び社会連携活動を通じて、地域の知の拠点として積極的に取り組む。

上記の方針を踏まえ、東日本大震災後の復興支援活動は形を変えながら継続しており、地域社会との強い連携を保ちながら、地域連携を通じた教育研究活動を展開している。例えば、「いしのまき子ども未来スクール」では、地域の子どもたちを対象にした教育プログラムを提供し、学生も実践的な教育経験を育んでいる。東日本大震災追悼イベントとなる「竹こもれびナイト」は、学生が地域コミュニティと連携し、開催している。観光地や施設を対象にした視線計測実験を行い、観光資源の改善に役立てる取り組みも行っている。これらの取り組みは、本学と地域社会とが密接に

連携し、石巻圏域を核とした地域とともに未来をつくり、学生に実践的な学びの機会となっている。

【引用・参考文献】

- 東日本大震災 石巻専修大学報告書 第1号(平成23年度)～第5号(平成27年度)
https://www.senshu-u.ac.jp/ishinomaki/social-contributions/fukkou/shinsai_report.html
- 石巻専修大学ホームページ「地域連携ハンドブック」
<https://www.senshu-u.ac.jp/ishinomaki/social-contributions/>

早稲田大学BCP（事業継続計画）の 設置経緯とこれから

押尾 浩志

早稲田大学総務部環境安全担当課長

はじめに

早稲田大学は創立者である大隈重信が1882（明治15）年10月21日に創設した「東京専門学校」を起源とし、1902年9月2日付で「早稲田大学」に改称、1920年に大学令により大学となった。2024年現在で13学部22研究科（専門職大学院含む）を設置し、学部・大学院生をあわせて約47,000名の学生が在籍している。学生の大部分は新宿区に位置する「早稲田キャンパス」、「戸山キャンパス」、「西早稲田キャンパス」で学んでおり、首都直下地震が発生した場合は、多数の学生が被災し、キャンパス内に取り残されることが予想されている。

本稿では、まず早稲田大学がBCP（事業継続計画）を策定した経緯を述べた後、早稲田大学BCPの特徴、そして今後、より実効性の高いBCPへ改訂するための展望について論じる。

I. 早稲田大学BCPの策定経緯

早稲田大学（以下、本学という）のBCPは、2017年7月に「BCP策定プロジェクト」を設置し、2年に渡る検討の末、2019年4月にその初版を発行した。プロジェクトの構成は総務部長をプロジェクト長とし、本部事務機構から教務部、学生部、情報企画部、加えて主要な学術院（学部・大学院・研究所を系統ごとに一体化した教育組織）の担当者をプロジェクトメンバーとし、総務部総務課が事務局を担当した。

BCPの策定以前は、キャンパス所在地における震度6強以上の大地震発生を想定した「大地震初動対応マニュアル（2013.9.2最終改訂）」を整備し、万が一の事

態に備えるほか、「地震対応マニュアル」の配付、防災e-learningプログラムの提供などを通じて、学生・教職員の防災意識向上に努めていたが、大地震発生後の事業継続判断については取り決めができておらず課題となっていたほか、事業継続が困難な事態を引き起こしかねないテロ等、想定される災害も多様化しており、こうした災害の発生直後から復旧までの総合的な対応手順の策定が必要とされていた。また、当時の「大地震初動対応マニュアル」は、地震発生時の基本的な対応手順として機能しているが、地震以外の災害は想定されていなかった。

これらの状況に鑑み、①大地震以外の災害についても想定すること、②初動対応だけでなく、事業復旧・再開までを想定すること、の2つを目的に既存の大地震初動対応マニュアルの内容を包含する形で、「早稲田大学BCP（事業継続計画）」を策定することとなった。

II. プロジェクトの進行

プロジェクトは2期で構成され、第1期では大地震初動対応マニュアルを改訂し、「災害時初動対応マニュアル」を作成することとした。①原因である災害の種類に着目するのではなく、結果として起こり得る状況・被害への対応手順として再編すること、②事態発生から復旧までの約1週間（旧マニュアルは24時間分）を想定した行動計画とすること、③4つの学術院をモデル箇所指定し、個別訓練により内容を検討したうえで雛形を作成することを、第1期の目的とした。

第2期においては、①事業インパクト分析により、

入試、卒・入学式、授業等、発生時期による影響度、復旧優先度に応じた各種対策を策定するとともにBCP発動基準や運用体制を整備すること、②「災害時初動対応マニュアル」の内容を包含し、事業継続と復旧に必要な各種対策や情報、各種様式を盛り込んだものとするを目的とした。

Ⅲ. 早稲田大学BCPの内容

1. 早稲田大学BCPの位置付け

早稲田大学BCPは、「学校法人早稲田大学」が各種災害や緊急事態によって被害を受け、事業活動(教育、研究、法人活動)の継続が困難な状況に陥った時の対応として、その基本方針と、初動対応から事業復旧・再開までの手順を記載している。また、その適用範囲は2つの附属校を含め、学校法人早稲田大学の全てのキャンパス(事業所)としている。

なお、具体的な運用としては、大地震などの緊急かつ大規模な危機発生時に、「早稲田大学リスク管理およびコンプライアンス推進に関する規則」の規定に基づき、災害対策本部を設置し、最高責任者(総長)および総括責任者(リスク・コンプライアンス担当理事)の判断のもとで、早稲田大学BCPが発動される。

2. 文書管理と公開

早稲田大学BCPは総務部総務課を所管箇所とし、常に最新版を本学の教職員に公開している。また、個人情報保護、戦略的対応の観点から非公開とすべき部分を除いた概要版を本学HPにて公開している。なお、改定の決裁者は総務担当理事としている。

3. 想定する被害

早稲田大学BCPは本学が甚大な被害を受ける全災害を対象とし、具体例としては大地震、火災、風雪水害、テロ、感染症などを想定している。主な被害想定としては、①死亡者・負傷者の発生、②帰宅困難者の発生、③地域避難住民の受入、④建物損傷、⑤通信障害の5つとし、これらが全て発生する可能性が高い、「震度6強以上の大地震発生」を最大被害と想定し、構成されている。

4. 組織体制

早稲田大学BCPの発動に伴い、①災害対策本部、②キャンパス対策室、③箇所対策室が組織される。災害時にはBCP業務を最優先とし、グループ会社とも緊密に連携しながら災害対応および事業復旧にあたる。

(1) 災害対策本部

危機発生時の各種対応、災害情報の集約と発信、キャンパス対策室・箇所対策室支援と調整を主な役割とし、主に本部事務機構の各部署と関連する附属機関から構成される。具体例としては、災害対策本部の開設・運営、授業・入試の中止判定、総長・役員 の 参 集、ITシステムの被害状況の把握などが挙げられる。

(2) キャンパス対策室

各キャンパスにおける災害対応の司令塔を担う組織であり、本学のメインキャンパスである早稲田キャンパスにおいては災害対策本部がその役割を担う。その他のキャンパスについては、当該キャンパスを主に使用する学術院の事務所が担当する。具体的な役割として、警察・消防・行政との調整、警備員との連携、地域住民向け避難所の開設・設営、ボランティアの受け入れ・管理などが挙げられる。

(3) 箇所対策室

現場における災害対応の実務を担う組織であり、25の対策室に分かれている。対策室ごとに所管する建物が割り振られており、主にその建物を使用する部署によって構成されている(図1)。

具体的な役割として、在館者の確認、建物の損傷点検、要支援者対応、避難誘導、初期消火、備蓄品の搬出・配布、学生・教職員の安否確認など、まさに現場の最前線としての対応を担うことを想定している。

災害対策本部◎	20	⑨19号館対策室 アジア太平洋研究科 日本語教育研究科 コンプライアンス推進室 RIC (アントレプレナーシップセクション) ARC (精神・発達障がい部門) 高等研究所	19 19-2 19-3	⑰学生部対策室 学生部 S国際学生寮WISH	25 25-3 25-4 29-3 30 76 直営寮
①政経対策室 政治経済学術院 ICC ARC (身体障がい部門) 會津八一記念博物館 高田早苗記念研究図書館	2 3◎	⑩情企対策室 情報企画部	24 201-51	⑱戸山対策室◎ 文学学術院	戸山 キャンパス 全号館 (30,37除く) 33◎
②法対策室 法学学術院 S法務研究科	8◎ 27	⑪文企対策室 文化推進部 演劇博物館 ボランティアセンター 国際文学館 歴史館 (東伏見アーカイブズ)	4 5 6 21 27-9 79(5F) 99	⑲競スポ対策室 競技スポーツセンター	17-2 37 77 80 東伏見 体育施設
③教育対策室 教育・総合科学学術院	6 15(3,4F) 16 29-4 27-8(5F)	⑫1号館対策室 入学センター GEC 歴史館 アカウンティングセンター 研究総合支援室 データ科学センター	1 17	⑳西早稲田対策室◎ 理工センター 喜久井町キャンパス S材料技術研究所 S先端生命医学科学センター 芸術学校	西早稲田 キャンパス 全号館 63◎ 喜久井町 材研 TWIns
④商・国教対策室 商学学術院 国際教養学部	10 11◎ 26	⑬7号館対策室 WPO 大学総合研究センター	7	㉑所沢対策室◎ 所沢総合事務センター (東伏見分室含む)	所沢 キャンパス 全号館 100◎ 75-2(23F) 79(2~4F, 6~7F)
⑤社会学対策室 社会科学総合学術院	12 14◎ 15 (B1~2F)	⑭保健センター対策室 保健センター	3(事務所) 24-8 25-2	㉒本庄対策室 本庄高等学院	本庄 キャンパス 全号館
⑥研推対策室 研究推進部 研究院 RIC	40 120 120-5 121◎	⑮エクステンション対策室 エクステンションセンター	29	㉓高等学院対策室 高等学院	石神井 キャンパス 全号館 ゴルフ 練習場
⑦国際対策室 国際部 留学センター 日本語教育研究センター	22 41-25 46	⑯WCANS対策室 カーボンニュートラル 社会研究教育センター	27-10 28	㉔北九州対策室 情報生産システム研究科	北九州 キャンパス 全号館
⑧図書館対策室 図書館	18 国際 会議場	⑰日本橋対策室 社会人教育事業室	201-50	◎：職員が常駐しており、初動対策を担う箇所 ◎：キャンパス対策室 S：箇所副対策室 ◎：災害ステーション	

図1 箇所対策室の所管建物

5. 拠点体制

災害時における物理的な拠点として、災害対策本部の判断で次の機能を開設する(図2)。

(1) 災害ステーション

主に公共交通機関の運行停止に伴い発生した帰宅困難者向けのハブ拠点機能を担うもので、各キャンパスの中心的な建物のラウンジなどに設置される。具体的には、備蓄品の配布拠点、要支援者の対応拠

点、災害関係情報の提供拠点になることを想定しており、各キャンパスの箇所対策室がこの拠点機能を担う。

(2) 地域住民向けの避難所

地方自治体との協定により、早稲田キャンパスと戸山キャンパスにおいては、自宅が被災した住民向けの避難所として、本学建物を利用することを定めている。なお、避難所の開設・運営は基本的に自治

災害 ST	A	3号館 1F ホール	一時避難場所	F	大隈庭園
	B	8号館 B1F ロビー	避難所	G	10号館
	C	11号館 2F ラウンジ	支援センター	H	2号館 1階ホール
	D	14号館 1F ホール			
	E	121号館 1F ギャラリー			



図2 拠点体制図(早稲田キャンパスの例)

体と地域住民自らが行うこととなっているが、大学も可能な限りでその支援を行う。また、必要な備蓄品も自治体にて調達・更新を行っている。

(3) 支援センター

災害時の外部窓口機能と支援物資等の受け入れのための倉庫機能を担うものである。

6. 人員体制

(1) 優先参集要員

大学に甚大な被害を及ぼす危機が発生した際に緊急参集すべき最低限の要員を規定している。対象としては、「災害対策本部要員」として役員や本部事務機構の管理職が、「キャンパス対策室要員」として各キャンパスを主に所管する学術院の事務所の管理職が設定されている。

(2) 緊急時対応のシフト

大規模な停電や公共交通機関の運行停止に伴い、災害対応が長期化した場合、災害対策本部、キャンパス対策室、箇所対策室それぞれについて24時間体制を維持するために、3交代もしくは2交代制のシフト体制を規定している。なお、配員は専任職員を基本とし、必要に応じて専任教員や嘱託職員等にも協力を依頼する。

7. 緊急通知体制

危機発生時における大学からの情報伝達手段として、学生・教職員への一斉通知方法を規定している。なお、通知方法を複線化することで通知不可となるリスクを分散している。具体的には、「大学HP」、「緊急時お知らせサイト(外部)」、「大学ポータルサイトのお知らせ表示」、「一斉メール」、「SMS一斉送信サービス(外部)」などを用意している。

8. 安否確認体制

学内の申請フォームシステム（サーバーは学外に設置）を利用し、学生・教職員の安否確認を行うことを規定している。また、安否確認フォームに加え、「要支援者用フォーム」を用意し、申請があった場合は個別に支援対応することとしている。安否確認フォーム

に寄せられた回答内容は、必要に応じて災害対策本部から各箇所へ共有する。

9. 初動対応手順

危機発生時における初期対応フローの基本形を定め、被災状況に応じて実施要否を検討しながら災害対応を進めることを規定している。まず、地震等の災害発生から概ね2時間を目安に「初動1次対応」を行うこととし、自身の安全確保や周囲の確認、自主避難、建物点検、授業等中止判定、緊急通知、対策室設置、在館者の確認などを実施し、そこで得られた情報を集約した上で災害対策本部会議を開き、「初動2次対応」で行うべき内容を検討する、といったフローとなっている。初動2次対応においては、災害ステーションや避難所の設置、交代勤務体制の決定などを行うことで、夜間や翌日以降にも災害対応が継続する場合の体制構築を主な目的としている（図3）。なお、フロー内の各項目について、想定される対応や対象者などを事細かく定義している。

10. 訓練体制

早稲田大学では毎年5種類の防災訓練を実施しているが、それぞれの訓練を早稲田大学BCPで定めた各種緊急対応や組織体制などとリンクさせており、訓練実施時にBCP内におけるどの対応を想定した内容であるかの意識付けができるような工夫がなされている。これらの訓練を繰り返すことで、各部署の構成員がBCPの内容を理解するとともに、現場目線での課題を抽出し、BCPの内容を検証・改善することを目的としている。

11. 復旧対応

安全確保や2次災害防止に軸足を置いた初動対応に目途が立ち次第、早期の事業再開を目指した復旧対応を行うこととしている。復旧対応は大学の事業を復旧・再開するために必要な対応をリストアップした形を取っており、箇所対策室やキャンパス対策室が行う共通の災害対応事項の他に、各部署の管轄業務特有の復旧対応事項を洗い出し、その対応完了までの目標の



図3 初動対応フロー

時間や日数を定めている。特に理工系の学部を擁するキャンパスにおいては、実験室内や実験装置の被害状況の確認、遺伝子組み換え生物や放射性同位元素、毒劇物や危険物等の薬品管理など、生命の危機に関わることや行政へのすみやかな報告が必要な内容などをリストアップしている。

全学的な授業等再開にあたっては、担当教員他の安全確認、専門業者による建物点検での教室安全確認、避難所運営継続による教室への影響、公共交通機関の復旧状況、文部科学省の方針等を総合的に判断することとしている。

12. 感染症BCP

2020年以降、新型コロナウイルス感染症が世界各地で爆発的に感染拡大し、社会が混乱する中で、早稲田大学においても新型コロナウイルス感染症対策本部を発足し、教職員が一丸となって、感染拡大を防止しながらの事業継続に取り組んできました。感染症がまん延する中での事業継続は、感染症に関する専門知識の必要性、感染状況に応じた制限の強化・緩和の調整、教職員・学生の不安を軽減するための施策など、主に大地震を想定した従来のBCPでは想定しきれなかった数々の難問に直面した。これらの経験を基に、今後も起こり得る新たなパンデミックに備えることを目的に、第4版の改定（2023年3月）において、旧来のBCPに追加する形で、感染症BCPを盛り込んだ。

感染症BCPにおいては、通常のBCPのように箇所間で連携して復旧対応にあたる事案がないため、箇所対策室は設置せず、感染症対策本部を中心とし、主に本部事務機構と関連附属機関が策定する、感染症特有の対策の検討と実施に重きを置いている。また、発生する感染症の特性に合わせた「行動制限指針」を定め、キャンパス立入制限、授業、研究活動、学生の課外活動などの大項目ごとの危機レベルを設定し、感染状況や政府・行政の施策の変更に応じて、対策本部会議にて各項目の危機レベルを決定することとしている。

13. おわりに

早稲田大学BCPは2019年4月に初版を策定し、その後は概ね1年に1回の更新を行い、2024年11月現在においては第5版となっている。この間、前述の感染症BCPの追加をはじめ、様々な修正がなされてきたが、幸いなことに早稲田大学BCPは策定されてから一度も発動されたことはない。一方で、そのことはBCPを実際に運用する経験・知見を蓄積することができていないということにもなり、その内容の妥当性の検証や改善点の抽出が非常に難しい性質のものであると言える。だからこそ本学では、各種の避難訓練を、BCPに規定する対応内容とリンクさせることで、毎年の訓練の中でBCPを実際に試行運用する経験を繰り返しながら、訓練に関わる多くの方々の視点から改善点を探っている。

昨今の取組みとしては、これまでは専ら災害対策本部事務局にて行ってきた「シミュレーション訓練」を、キャンパス対策室等にも展開して実施した。また今後の予定として、新入職員に対して同様の訓練や学外防災施設見学を実施することを検討しており、教職員のさらなる意識啓発に努めていきたいと考えている。また、BCP改訂の中心を担う総務部総務課においては、災害に関する社会情勢や最新の研究動向などにアンテナを張り、常に高い意識を持って、早稲田大学BCPの更なる改善に日々取り組んでいきたい。

災害の中の大学—その時のために—

黒木 邦弘

熊本学園大学社会福祉学部教授
(社会福祉学)

【キーワード】

熊本地震、熊本学園大学避難所、インクルーシブな避難所運営

Ⅰ. 震災時の緊急対応

豪雨や台風といった気象現象に伴う危機については、発生時期、期間、影響範囲、および影響の程度を、気象台や行政機関から発表される情報に基づき、一定程度予測することが可能である。このような予測可能な危機に対して、大学は危機管理規程等に基づき、学内関係各署との協議を経て、いわば「大学組織としての時間」を反映した緊急対応を行うことができる。

熊本県の場合、6月から7月の梅雨期、特に未明から朝の時間帯に豪雨災害が多発する。このため、県内の大学は地域特有の気象災害を考慮し、気象台等から段階的に発表される情報に基づき、前日までに休校等の緊急対応を講ずることが可能である。一方、地震については、「平成28年(2016年)熊本地震」¹のように、気象庁が名称を付与する規模の震災であっても、その発生を予測することは極めて困難である。このように予測困難な危機においては、「大学組織としての時間」は短縮され、または事後承認を余儀なくされることがあり、状況に応じた迅速な緊急対応が求められる。

熊本学園大学(以下、本学)の経験を振り返ると、2016年4月14日21時26分に地震が発生した際、夜間課程の授業終了直後であり、学生や教職員が学内に留まっていた。発災から20分後には、目黒純一理事長(以下、理事長)が自家用車で到着し、既に駆けつけて

いた幸田亮一学長(以下、学長)と合流した。理事長と学長は、学内にいた約60名の学生・教職員を大学のグラウンドに避難誘導する緊急対応を実施した。

しかし、初動段階で想定外の事態が生じた。それは、自主避難してきた周辺住民約40名が避難者に加わったことである。理事長と学長は、トイレの利用や寒さをしのぐために校舎を開放するか否かという難しい判断を迫られた。当時、本学が所在する熊本市中央区では22時07分に震度5弱を観測しており、理事長らは身の危険を感じる揺れの中で避難者と寒さを共有する状況にあった。理事長は「余震が来るかもしれない」との考えから安易に校舎へ案内することを躊躇しつつも、当時最も新しく、築9年のバリアフリー対応の14号館を開放する決断を下した。当時、本学にはBCP(事業継続計画)が整備されておらず、地震を想定した緊急対応の指針も明確ではなかった。理事長と学長の迅速な判断と行動がなければ、周辺住民への緊急対応は困難であったと考えられる。この決断は事実上、本学の避難所開設を意味していたが、翌4月15日には避難者数が大幅に減少しており、4月16日の本震がなければ一時的な避難場所として閉鎖する可能性が高かった。

しかし、4月16日01時25分に本震が発生し、わずか2日間で震度7の揺れを2度経験した熊本県民は、さらに3回目が来るのではないかと大きな不安を抱えていたであろう。本震の影響は甚大であり、建物の損壊により使用できない指定避難所も多く、避難場所を求める人々は車中泊や軒先での避難を余儀なくされた。本学にも約400名が集まり、深夜当番の職員や近隣の職員が駆けつけ、午前5時頃まで避難者の誘導を

行った。こうして本学の避難所は、45日間、24時間体制での本格的な運営を開始することになった。

地震災害のような予測困難な危機においては、初動段階において迅速な避難誘導と一時的な避難場所の提供が求められる。また、一時的な避難場所から避難所運営への移行の可否は、大学周辺の被災状況、身の危険を感じる揺れの頻度、および大学側の意思決定に大きく左右される。本学の経験を踏まえると、大学においても「命を守るための避難誘導」と「24時間程度の一時避難場所の提供体制」は必須である。さらに、数日から数週間にわたる24時間体制の避難所運営を想定し、準備しておくことが重要である。

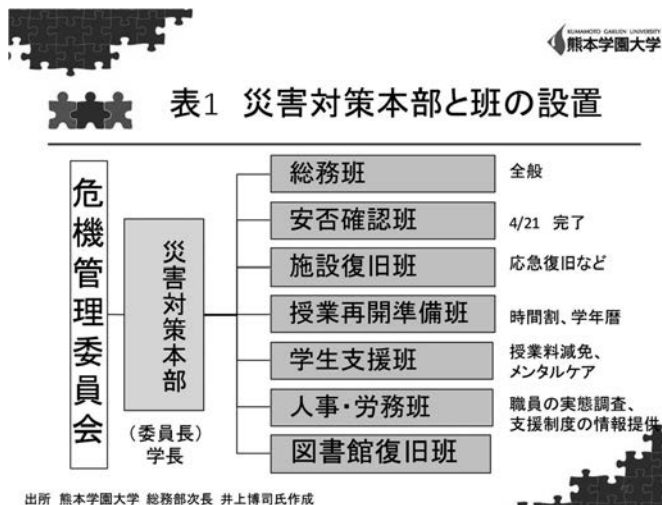
II. 授業再開と避難所運営の両立

本学の井上博司事務局次長(当時：総務課長)によると、震災時の初動対応は「全学生・教職員の安否確認」、「施設確認(破損箇所・ライフライン)」、「14号館避難所対応」の3本柱で実施された。この初動対応は「熊本学園大学危機管理規程第8条」第3項及び第4項に基づき、学長を委員長とする災害対策本部が設置され、即時の判断が行われた。

具体的には、表1のように「災害対策本部と班の設置」の体制が整備された。まず「全学生・教職員の安否確認」は、「安否確認班」(10名程度で編成)が担当し、学部生および大学院生約5,200名全員に対して電話確

認を行い、大学ホームページにて安否確認状況を毎日更新するとともに、学生自身の連絡も促した。電話がつかないケースも多く、一人の学生に対し3回から4回の連絡を行い、本震から5日目の4月21日に行方不明1名を除き、全学生の安否確認が完了した。この確認内容は、ケガの有無や居場所といった当面必要な状況確認にとどめられた。一方、教職員の安否確認は学部長や事務局所属長等によって進められ、4月20日には完了している。安否確認の過程で重要なのは、学生等の連絡先データの管理について、システムが稼働しない場合やプリンター破断による浸水などに備えたバックアップの確保である。「安否確認班」から得られた情報は、時間割や学年歴を再編成する「授業再開準備班」、授業料減免やメンタルヘルスケアを担う「学生支援班」等に引き継がれ、授業再開に向けた環境づくりが本格化した。

次に「施設確認(破損箇所・ライフライン)」では、窓ガラスの破損や窓サッシの落下、建物の亀裂、空調用タンクの倒壊、漏水、図書館や研究室の書架の破損など、学内全ての建物に被害が確認され、「熊本学園大学ハザードマップ」がまとめられた。授業再開準備においては、窓ガラスと研究室の復旧を優先し、比較的被害が少ない校舎および図書館を中心に授業再開の検討が行われた。立入禁止となった学生課、就職課、国際教育課は会議室に臨時移動し、学生の居住先確認や



メンタルヘルス相談、寮生への対応、就職相談、一時帰国要請を含む留学生対応など学生支援が進められた。また、授業再開に際しては余震に備え、全学生対象の避難誘導策が講じられた。具体的には、避難経路を示す「避難サイン」を各教室に掲示し、緊急避難の手引きを教卓に配備した。5月7日（土）には事務局職員による避難誘導訓練が実施され、5月9日（月）の授業再開に備えた。さらに、5月23日（月）には全学生避難訓練を実施し、その様子を学内外に発信することで、初動段階を乗り越えた。この復旧に向けた重要な取り組みとして、子ども同伴での出勤や自宅の被災状況把握など教職員の支援も挙げられる。余震が続く中、子どもが過ごせる場所を学内に確保するなど、安心して働ける環境づくりが整備された。

「14号館避難所対応」は、表1の班編成に記載されていない。これは発災後、社会福祉学部長から「避難所運営は社会福祉学部教員が中心となって運営するので、事務局は後方支援に努めてほしい」と告げられたためである。事務局職員は避難所運営に直接関与せず、電話受付や学生ボランティア保険の加入手続きなど、間接的な支援にとどまった。これにより、事務局は教育・研究事業の再開業務に専念することができた。一方、社会福祉学部の教員による避難所運営は業務命令ではなく、有志による自主的な運営であり、付属水俣学術センターの研究員や卒業生も加わり、献身的に支援した。5月9日の授業再開後は全学の教員にも協力が求められ、教育・研究事業の再開と避難所運営の継続の両立が果たされた。

Ⅲ. インクルーシブな避難所運営の全体像

インクルーシブな避難所運営では、いわゆる「ハード面」と「ソフト面」の両方が重要である。「ハード面」では、しょうがい者らを受け入れた高橋守雄記念ホール（552名収容）は、平時からしょうがい者の集会利用を想定し、バリアフリー構造のほか複数のしょうがい者用トイレを備えている。これは建物設計の段階からインクルーシブな視点を重視していることを示しており、本学の価値的な態度を反映している。「ソフト面」では、本学の避難所運営の歴史が昭和28年に発生し

た「白川水害」（死者・行方不明者563人）まで遡ることが特徴的である。初代学長である高橋守雄先生は、「白川水害」の被災者を校舎に受け入れ、1年にも及ぶ避難生活の支援に取り組んだ²。また、ハンセン病療養所入所者の未感染児童の小学校通学をめぐる保護者の反発に対し、問題解決に尽力している。そして近年では、熊本地震発災直前に施行された「熊本学園大学におけるしょうがい学生支援の基本方針」（2016年4月1日）³において、「一般的な教育制度の下でしょうがいの有無によらずすべての人を包摂しかつ一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を行うというインクルーシブ教育システムの理念に則り、全学的な体制のもとで合理的配慮を軸にした支援の取り組みを行うこと」が明示されている。⁵ こうした偏見と対峙してきた本学の伝統や理念は、価値的態度の醸成を示し、予測困難な危機における価値判断の拠り所となったように思われる。

一方で、熊本地震から8年が経過した現在でも、本学避難所の見学者は後を絶たない。その関心は、いかにインクルーシブな避難所運営が実現できたのか、その具体的な運営方法にある。そこで必ず伝えているのは、避難所運営を統括した花田昌宜教授が示した以下の4原則⁴である。

1. 「どなたでもどうぞの原則」

花田教授が専門とする水俣学研究と障害者福祉の知見を統合したものであり、「ハード面」「ソフト面」の双方に通底する価値を示している。また、本学の伝統やしょうがい学生支援の基本方針といった理念に基づく、避難所運営の目的を言い表している。

2. 「管理はしない、配慮する原則」

避難所運営者が設定したルールに従属を強いる管理志向をできる限り排除し、情報保障など避難者に沿う視点を示している。具体的には、赤ちゃんがハイハイできる場所を求める女性、勉強部屋を求める受験生、車いすから降りて横になりたいしょうがい児、犬や猫を同伴した避難者、さらには発災前から抱える家族関係の不和など、多様な避難者ニーズを支援に結びつけ、避難所運営を混

乱なく進めることに寄与している。

3. 「無意味な調査は行わない原則」

しょうがい者らを受け入れるための情報や、地域から避難してきた人々が地域に戻るための情報を重視しつつ、福祉避難所への移動に慎重な姿勢を示している。避難者への聞き取りでは、自宅の状況、避難理由および戻れない理由、避難所生活の改善点を尋ねることで、避難所が提供できる支援メニューを念頭に退所支援を具体化している。

4. 「必要とする人がいる限り、大学側の都合で閉じない原則」

避難所の閉所判断は開所よりも難しく、本学は授業再開後も避難者の意思を重視し、最後の一人の行き先が決まるまで支援を継続している。この45日間の避難所運営では、しょうがい者や困窮者を含む10数名の退所にむけた支援が重要であった。この退所支援は、教職員のほか、医療・福祉等の専門職（卒業生を含む）が数日から最長10日間、滞在型の形態で支援に携わり、継続的に避難者に関わることで実現している。

インクルーシブな避難所運営はこれらの4原則を価値基盤とし、避難所をどのように見て、避難者をどのように捉えるのかという価値と視点が基軸となる。それに加え、学内外の関係者がそれぞれの役割に応じた支援方法を駆使することで、最適なタイミングで柔軟な場と設定を展開し、実践が形づくられていると考えられる。

IV. 今後の方向性

1. 災害対応への覚悟と避難所運営の重要性

近年、災害の頻発化とその規模の拡大が顕著であり、各地で甚大な被害が発生している。熊本地震では、多くの人々が国公立を問わず大学へ避難した。本学の経験からも、大学は災害に巻き込まれる覚悟を持ち、避難所運営の準備を平時から進めておくことが不可欠であると考えられる。

2. 大学の建学精神と地域立大学としての確信

幸田学長（当時）は熊本地震を振り返り、本学の建学の精神である「師弟同行・全学一家・自由闊達」が見事に発揮され、「地域立大学」を確信したと述べている。震災は、大学存続の危機、学生や教職員の生活の危機、そして地域の危機をもたらした。しかし同時に、避難所運営をはじめとする教職員や学生の活躍を通じて、地域における大学の存在意義を改めて認識する機会になると考える。

3. 地域連携と支援の実現

本学では震災以前より、理事長、学長、事務局長と大学周辺の自治会長との関係強化に努めており、年に一度の懇談会を継続してきた。この積み重ねが功を奏し、震災後には地域から「本当に学園大があってよかった」と感謝の言葉が寄せられた。避難所運営は本学教職員のみでは成し得るものではなく、福島大学をはじめとする他大学の助言や、卒業生を含む医療・福祉関係者、地域の協力が不可欠であった。また、建物修復や被災学生の授業料減免といった膨大な復旧費用への対応として、教員の研究費や職員の出張費の執行停止など、全学的な協力も重要な役割を果たした。本学の経験は、大学が平時から地域との連携を図り、避難所運営を想定した体制づくりを学内外の協力のもとで進めておく必要性を示している。

4. 災害時を想定した地域貢献の展開

熊本市と熊本学園大学との包括的連携協定に基づく「令和5年度避難行動要支援者個別避難計画作成等業務委託」事業では、避難行動要支援者の個別性の高さ、家族や地域からのサポートが得にくい状況にある人々に対する専門職の役割の重要性が明らかになった。また、令和6年11月には熊本県和水町にて、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DWAT）と連携した「大規模災害時多職種連携訓練」が実施され、県内の福祉系3大学の学生が参画した。一般避難所と福祉避難所の開設支援の実際を通じて、課題の共有が図られた。

これらの取り組みは、行政や福祉関係団体との

連携を通じ、教育・研究活動における新たな接点を生み出している。

結び

今日、大学は学修と研究の場にとどまらず、地域住民の避難所として、また復興の拠点としての役割が期待されている。地震のような予測困難な危機に備えるためには、平時から学内外の協力と連携を深化させることが不可欠である。また、発災後には教育・研究活動の早期再開と避難者支援を同時並行で進める体制づくりが求められる。特に、避難者支援において、本学避難所運営の「4原則」（どなたでもどうぞの原則、管理はしない・配慮する原則、無意味な調査は行わない原則、必要な人がいる限り閉じない原則）が、あらゆる議論や取り組みの出発点として活用されることを期待している。これらの原則をもとに、地域と共に支え合い、未来の災害への備えを一層強化していくことが、私たちの使命ではないだろうか。

【注】

- 1 気象庁ホームページ, https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/meishou/meishou_ichiran.html, 2024.12.20 最終アクセス.
- 2 熊本商科大学、熊本短期大学四十年史編集委員会編『熊本商科大学、熊本短期大学四十年史』学校法人熊本学園、1983年、228-229頁.
- 3 熊本学園大学ホームページ, <https://www.kumagaku.ac.jp/gakusei/shien/shogai/kihonhousin>, 2024.12.20 最終アクセス.
- 4 熊本学園大学編『「平成28年熊本地震大学避難所45日～障がい者を受け入れた熊本学園大学震災避難所運営の記録～」熊本日日新聞社、2017年、24-40頁.
- 5 2025年1月、「熊本学園大学におけるしょうがい学生支援の基本方針」の名称は改訂され、またインクルーシブ教育システムの理念に則るといった用語の使用を含めて見直されている。

【参考文献】

- 熊本学園大学編『「平成28年熊本地震大学避難所45日～障がい者を受け入れた熊本学園大学震災避難所運営の記録～」熊本日日新聞社、2017年、10-55頁.
- 熊本商科大学、熊本短期大学四十年史編集委員会編『熊本商科大学、熊本短期大学四十年史』学校法人熊本学園、1983年、228-229頁.

自然災害等の緊急事態における大学の対策と役割

佐藤 貴哉

学校法人東京電機大学総務部（総務担当）

はじめに

近年、日本全国で大規模な自然災害が多発しており、教職員・学生・来訪者等多くの人が集まる大学において、「災害に備える」ということは必須になっていると言える。もともと自然災害の多い日本では、災害による被害を最小限に抑え人命や財産を守る防災の意識は定着しているが、2011（平成23）年の東日本大震災を契機として、緊急時にも事業を継続し、中断しても素早く再開するBCP（事業継続計画）への注目が高まっている。内閣府は「事業継続ガイドライン」でBCP策定を強く推奨し、企業及び組織は危機的状況に直面した際にも事業を継続するよう求めている。

教育機関も例外ではなく、学校法人東京電機大学（以下、本学）でも2021（令和3）年に「学校法人東京電機大学BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）」（以下、学校法人東京電機大学BCP）を策定しており、災害に際して教職員・学生の命と法人の資産をどのように守るのか、被災後に素早く中核事業である教育・研究を再開し継続していくための方策を具体的に定めている。

本稿では、本学東京千住キャンパス（以下、東京千住キャンパス）の施設・設備等の安全管理、災害時の地域における大学の役割、震災時の危機対応等の取組と、地域防災とBCPの課題について言及する。

I 災害発生時の学内減災対策

1 施設・設備等の安全管理

本学は、1907（明治40）年に東京・神田に創立された「電機学校」を前身とし、1949（昭和24）年に大学設

置認可を受けて、2024（令和6）年に創立117年を迎えた。2008（平成20）年には、学園創立100周年記念事業として東京千住キャンパスを創設することを決定し、2012（平成24）年に北千住への移転を果たした。東京千住キャンパスは、『地域のDCP（District Continuity Plan）への貢献を念頭に、被災した都市において建物機能を維持し、とどまれる施設であることを目指している。具体的には、建物規模に合わせた免震（1号館）、制震（2、4、5号館）、耐震（3号館）構造の導入による震災対策並びに水害対策である¹⁾。』

東京千住キャンパスが位置する千住地区は、荒川の氾濫時に5m程度冠水することが想定されていることから、1階の階高を6mとし、電気室及び発電機を2階以上に設置することで洪水時にも給電可能なシステムとなっている。また、震災時対応として2号館の教室を一時避難場所に使用できるよう計画しており、防災用の非常用発電機とは別に、2号館専用の発電機を設置し、照明・コンセントの一部、教室・便所の換気、給排水施設等に対し72時間の電源供給が可能となっている。

研究等に使用する薬品や高電圧装置等の危険物については、東京千住キャンパス4号館に集約している。特に薬品が多いフロアについては、「建築基準法」に基づき、各居室の扉に使用している鉄板の厚さを16mmとするなど、防火設備として取り扱えるようにしている。フロア毎ではなく、5区画にわけて薬品を管理できる施設・設備になっているのは研究や実験などが多い理工系大学ならではの特性を加味した設計だと言える。

また、東京千住キャンパス1号館1階に防災セン

ターを設置しており、24時間365日の管理体制を敷いている。防災センターは、防犯カメラ(マルチモニタ)により、普段から安全管理を行っているほか、「震度計」「自火報火災モニタ」「無線親機」「放送盤」などが備わっている。防災センターの運営は、専門知識を有する企業に業務委託をしており、災害発生時には、防災センターから第一報を行うことから、学内における災害対策の主軸の1つと言える。

2 学生・教職員の安否確認

学生が普段から利用している「UNIPA」という休講・補講や学内イベント等、学生生活に関する情報を掲示・配信するポータルシステムを活用し、一括で安否確認を行っている。災害が発生した際には、すべての学生へ安否確認メールが配信され、それぞれがWeb上で安否や被災状況を報告する形式で行っており、より詳細な情報を調査する時は、個別確認として電話対応を行うこともある。

また、本学学生の居住地は首都圏が大半を占めるが、上京して通学している学生も多数在籍している。近年全国各地でさまざまな災害が発生していることに鑑み、日本のどこで災害が発生した場合にも災害状況を把握する必要がある。そこで、首都圏以外の災害の際にも「UNIPA」で被害状況を確認し、救済のための奨学金を含めたその後の対応を検討する参考としている。

教職員の安否確認については、2023(令和5)年から「セコム安否確認サービス」を試行的に導入している。本学では内線電話として固定電話のほかに携帯端末を使用しており、PCが使用できない場合でも安否報告を行える環境が整っている。教職員の出勤可否や被災状況等を素早く把握することで、災害発生時にも業務を滞りなく進められるように対策している。

II 災害発生時の地域における大学の役割

大規模な災害が発生した際、発災直後の命を守るために避難する「緊急避難場所」と、その後さまざまな理由で元の住居に戻ることができず、比較的長い日数を過ごす「避難所」は、多くの場合公立の公民館や小、中

学校が指定されている。しかし、大きな災害の場合には指定されている公的施設だけでは足りず、あるいは避難の混乱の中で指定された避難場所の情報が得られず、高等学校・大学が一時的に避難する場所を提供するケースが多い。

本学は足立区と「大規模災害における協力に関する協定」を締結している。また、その協定を基に「避難所並びに帰宅困難者一時滞在施設に関する覚書」も締結しており、地域における一時避難所としても活用される予定である。

特に東京千住キャンパスは、複数路線が交わる北千住駅東口徒歩1分の位置にあり、災害時に電車・バス等の公共交通機関が運転を見合わせた場合、北千住駅を利用する人々が帰宅困難者となって本学に集まることが想定されており、教職員・学生のほか、足立区が用意している帰宅困難者分の防災備蓄品も保管されている。

実際には行政が指定する一時避難場所は、千住常東小学校、広域避難場所は、荒川河川敷が定められているが、災害発生時の混乱で集まってきた人々を指定の避難場所に誘導することは至難であり、また一時避難場所に集まる人数が想定を超えてしまうケース、水害のために荒川河川敷に避難ができないケースなど、さまざまな状況を想定し、住民の受入れ等について足立区と協定を締結している。

また、教職員・学生に対して、毎年、「AED講習」「消火訓練」「自衛消防訓練(東京都消防庁)動画の受講」等、さまざまな災害対策訓練を実施している。教職員及び学生の対応力を向上させることで、緊急事態に対応できる人材を育成することが狙いである。その他にも足立区と本学で「無線通信訓練」を定期的に行っており、災害発生時の情報交換等に備えている。

本学は、ターミナル駅の至近に位置する地域に根差した大学として、緊急事態に直面した際には大学内のみならず地域全体での減災を考える必要があると考え、実践している。

Ⅲ 災害時の危機対応方針〔学校法人東京電機大学BCP (Business Continuity Plan：事業継続計画) の策定〕

本学で策定した学校法人東京電機大学BCPは、自然災害などの緊急事態が起きた際に、本学への被害を最小限に食い止めること及び中核事業(教育、研究等)を継続させることを目的とし、いち早く事業全体を復旧させるためのさまざまな対策や方法をまとめた計画である。学校法人東京電機大学BCPでは、事業継続の優先度の高い通常業務の整理に加え、災害対策本部及び各キャンパス災害対策本部の災害対応策業務や早期実施の優先度が高い復旧、復興業務等も併せて対象とすることで、施設設備及び情報基盤に関する災害復旧計画(DR：Disaster Recovery)の役割も兼ねるものとなっている。

具体的な災害発生時の重要業務としては、災害発生直後から行うけが人などの救出活動、安否確認、火災の消火、二次災害の防止、資産の喪失防止・復旧の確保など、どの組織にも共通している業務のほかに、大学特有の重要業務として、入学試験の実施、単位認定などの学生等に関する業務、地域の避難所等としてのスペースの一時提供などの地域住民への支援に関する業務、被害判定その他の技術的な復旧支援などの専門的な業務等多岐にわたっている。

また、各部署の業務内容を定めた事務分掌内規を基にすべての業務を洗い出し、教職員・学生や来訪者等の安全確保又は大学の教育・研究機能への影響度を評価し、継続すべき業務の抽出を行った「災害時優先(応急)業務一覧表」及び「災害時優先(優先すべき通常業務)業務一覧表」(以下、優先業務一覧表)を作成している。各項目1時間～1ヶ月以内の間で目標の復旧時間・期間を設定するとともに優先度が高い業務を選定しており、災害発生後さまざまな制約がある中で、実際にどこまで実施できるのか、その課題を洗い出している。通常業務の基になっている事務分掌内規から優先業務一覧表を作成していることで、災害発生時に滞りなく業務が進められる仕組みづくりが整っていると見える。

さらには、別資料としていた、防災備蓄品の購入計画を2025(令和7)年度から学校法人東京電機大学BCPに含めることとしており、3日分の水・食糧を備蓄することは当然のこととして、アレルギーや宗教的背景に配慮した食料(ハラル認証食品等)、を備蓄するなど、さまざまな文化の教職員・学生を想定した計画としている。

学校法人東京電機大学BCPについては、毎年全学規模で見直しを図っており、教職員の災害対策への意識の向上に寄与していると考えている。

Ⅳ 地域の防災・減災と大学のBCP両立における課題

多くの人が集まる大学では、発災直後は教職員・学生の命を守り減災することに全力を注ぐべきであるが、大学の中核事業は研究・教育の提供であるため、緊急対応期を経て復興期に入った際にはより早期に学生への教育を再開、継続することを重視しなければならない。

地域の要請に応えた避難所の開設・運営は必要であるが、本務である教育と研究を再開し継続させるためには、避難所の機能は期間限定でなければならない。地域住民の避難の期間がどの程度になるのか、緊急対応期が終わり復興期に入ったあと、避難生活を継続せざるを得ない地域住民の生活をどこにつなげるのかを、足立区と連携して考えていく必要がある。

大学は国立・私立関係なく、公共性の高い施設であることから、規模の大きい災害発生時には大学としての事業継続だけでなく、地域住民のための物的・人的リソースの提供を求められる可能性が高い。

大学としての災害対策・地域の災害対策だけではなく、復興期のフェーズに入った際に地域からの要請と大学のBCPをどのように優先順位をつけて意思決定していくのかを、発災前からできる限りシミュレーションし、準備していく必要がある。一方で、緊急事態や自然災害は予想もつかないことが起こることは当然であり、どんなに万全に準備しているつもりでも起こってみなければわからないという面もある。発災直後の混乱の中でも意思決定できる機関を素早く発足

し、予測しきれない事態にも都度対応していく柔軟さも必要であると考ええる。

おわりに

災害の規模や影響は事前に予測できるものではないが、防災のために事前にできる対策を徹底して行い、災害発生時からのフェーズの移り変わりとともに、大学としての事業を継続していく面と、地域に根付いた公共性の高い施設としての面を両立した臨機応変な対応を決定していく必要がある。そのために今できることとして、災害発生時に意思決定をする機関を早急に設立できる体制を整えておくこと、事前に地域社会の要請と大学のBCPが折り合うよう連携しておく必要

があるのではないだろうか。

【引用文献】

文教施設48号2012秋号より抜粋, 一般社団法人文教施設協会, 2012, P17 防災面、フレキシビリティへの配慮⁽¹⁾

【参考文献】

工学情報2012年冬号より抜粋, 一般社団法人東京電機大学校友会 P5 プロジェクト概要/P10-11 防災対策面から
事業継続ガイドライン, 内閣府 <https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/pdf/guideline202303.pdf>



書評

清水栄子・中井俊樹（編）
『大学の学習支援Q&A』

（玉川大学出版部）

2022年6月30日発行 178ページ 2,200円（2,000円＋税）



雑 賀 高

工学院大学教育支援機構
特任教授

『大学の学習支援Q&A』は、大学教育における学習支援の実践的なガイドとして、学生が直面する多様な課題に対する支援方法をQ&A形式で具体的な解決策として提供している。面談の基本から学習支援者の能力開発、専門組織の運営まで、豊富な経験を持つ執筆者が学習支援の課題を解説しており、学習支援者の能力開発や専門組織の運営に関する具体的なアドバイスも含まれている。学習支援に携わる教職員だけでなく、専門課程の教員にこそ有益であるともいえる。

本書は以下の3部構成になっている。

第1部「学習支援の指針とプロセス」では、学習支援活動、学習支援のための指針、面談を通じた学習支援のプロセスについて書かれている。第2部「Q&A形式で学ぶ学習支援」では、面談の基本から様々な状況に応じた支援の在り方や学習支援者の倫理、能力開発、専門組織の運営について、100の課題をQ&A形式で説明されている。第3部「学習支援のための資料」では、面談に活用できるシートやアンケート例が掲載されている。本書の構成は、以上のように読者が必要な情報を効果的に探し出しやすく、かつ実践的なアドバイスを得られるようになっている点でとても有益であると考えられる。

第2部では、学習支援の現場で直面する具体的な課題に対する解決策がQ&A形式で提供されており、実際の業務にすぐに役立つ情報が多い。学生の多様なニーズに対応するための方法が詳しく解説されており、特に面談の基本から専門組織の運営まで幅広い視

点から述べられている。Q1からQ100までの学習支援の方法が示されているが、通読後は目次を見ることにより必要な情報が探せるので、たいへん便利である。また、Q&A形式で書かれていることで、具体的な問題に対する答えをすぐに見つけることができる。大学生活や学習に関する多様なトピックがカバーされているので、読者が自分の興味や必要に合わせて読み進められる。著者らの教育や学習支援に関する深い知識と経験に基づいた信頼性のある内容になっており、理論だけでなく、実践的で具体的なアドバイスが豊富に含まれているので、読者が実際の学習場面で役立てやすい。

第3部には、面談に活用できる各種シートやアンケート例などの豊富な資料が掲載されており、実務に直結するツールが提供されている。これらのシートやアンケートの実例は実践的なものが多く、参考になる。

第1部の指針2に「学習目標の達成を目指す」という項目がある。大学が掲げる学習目標の達成に向けて支援する学習支援体制をどのように構築するかはなかなか難しい問題である。これについては第2部のQ92で説明されているが、もう少し深掘した解説が欲しいところである。学習目標については、教員の場合にはFD活動あるいはSD活動の一環として周知することができるが、学生に対しては理解・把握させることは難しい。例えば、工学系の学科でJABEE（日本技術者教育認定機構）の認定を受ける場合、学習・教育到達

目標を設定し、学生に周知していなければならない。認定審査で学習・教育到達目標を学生に提示していることは確認できても、すべての学生が認識していることを審査することは容易ではない。本書では、学習目標の確認に関連した資料は少ないが、第3部の各種シートを参考にして、学習目標に関する点検シートを作成することはできると考えられる。

Q&A形式の利点を活かしつつ、例えばケーススタディや実例をもう少し多く取り入れると、具体的な場面での応用がさらにわかりやすくなるかもしれない。また、図表やイラストを増やすことで、視覚的に情報を補強し、内容をより理解しやすくするのも一つの手である。実際のケーススタディや具体的な事例がもっと多く紹介されると、さらに理解が深まる。実際の学生の体験談やフィードバックを本に盛り込むことで、読者にとってより身近で実践的な情報を提供できるようになる。オンラインリソースや追加のウェブサイトリンクを紹介することで、読者がさらに深く学べるよ

うにするとよいかもしれない。

大学の機関別認証などへの対応を考えると、本書は学習支援の基本から具体的な支援方法までを網羅しており、体系的なアプローチを提供しているのが有用であると考えられる。また、学生の多様なニーズに応じた支援方法を紹介しており、学生中心の教育を実現するための具体的な手法を提供している。学習成果の評価とフィードバックが重要視されるので、面談記録シートやアンケート例など、学習成果を評価しフィードバックを行うための具体的なツールが含まれていることは有用である。

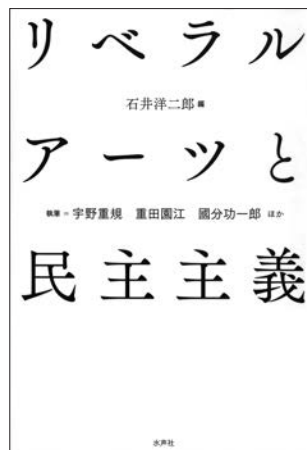
以上見てきたように、『大学の学習支援Q&A』は、学習支援の基本から具体的な支援方法までを網羅しており、学習支援者や専門課程の教員にとって必読の一冊であるといえる。実践的なツールや具体例を通じて、学生中心の教育を実現するための効果的な方法を示している点が特に評価できる。

石井洋二郎（編）

『リベラルアーツと民主主義』

（水声社）

2024年2月20日発行 282ページ 2,750円（2,500円＋税）



鈴木典比古

広島県公立大学法人理事長

昨今の大学教育改革に関する様々な議論の流れの中で、依然として絶えず取り上げられているのは「リベラル・アーツ」という用語（あるいは学術語）に関する議論であろう。この用語が使用される事案や文脈は現今の大学教育改革の分野や範囲を反映して誠に多様であるが、興味深いことにこのリベラル・アーツの起源はおよそ二千五百年以上も前のギリシャ時代なのだ。この語源をさかのぼれば、リベラルはラテン語で都市国家における自由市民を表すリベラーレス、アーツは現代でも用いられているアート（技術、芸術、手仕事など）、つまりリベラル・アーツとはギリシャ・ローマ時代の都市国家における自由市民が会得し実行しなければならない能力・行動力を意味したのである。それは乱立する都市国家の間で自主独立を貫き、運営・防衛するために必要なあらゆる能力のことであった。この用語が数千年の使用の歴史を経て今日でもなお近代国家の最高の人材教育の場である大学の教育の改革において、目標として掲げられ、影響力を有していることは、成人・大人の教育としてリベラル・アーツは歴史を超えて普遍性を有していることを意味している。このようなリベラル・アーツの歴史的普遍性を認めたくえで本書の表題である『リベラル・アーツと民主主義』に接するとき、本書の企画が有史以来の全史を通じた成人・大学教育が持つ問いとしての、人間の基本的な在り方を問うものであることが推察されよう。そして、それが現代において人類が成し遂げた自身の最高な制度的体制である「民主主義」と並列・結合されて

いることは興味深い。我々の本書への理解はかくして「民主主義はリベラル・アーツなしには存在しない」というものである。しかし、このような完成された概念も、現実の世界や体制や世相を見ればいまだにその完成系への途上にあり、完成度を実感できるには程遠いレベルにあると言わなければならない。

本書は中部大学創造的リベラル・アーツセンター主催のもとに開かれた「リベラル・アーツと民主主義」と題するオンライン・シンポジウムの内容を掲載した報告書である。その前半は、宇野重規教授、重田園枝教授、国分功一郎教授の3名の参加を得て開かれた講演が記録されている（石井洋二郎教授司会）。各講演の中で展開された論点は、講演の方向を示す多様な副題が示すように多様である。また、本書の後半部分には九つの論文が収められている。それぞれが各執筆者の取り上げるテーマとリベラル・アーツとの関与を論じている。例えば、田中純教授は「I cannot keep silent—「正義への衝動」を育てるもの」と題して、日本の大学（それは「専門家」が支配している場とされているのであるが）が、果たして民主主義を実現しているであろうか、という疑問符で論文を始めている。次に江口健教授の「独裁国家に抗うために—パンデミックを通して考える国家・市民社会・リベラル・アーツ—」では新型コロナを体験した国家と市民社会とリベラル・アーツの関係が論じられている。三牧聖子教授の「学問の自由が脅かされるアメリカ」ではアメリカにおける批判的人種理論に対するバッシングが政治上のツー

ルになっており、アメリカでもいわゆる「禁書」の広がりによって一定方向の愛国教育が行われるようになったことが分析されている。藤垣綾子教授による「科学技術と民主主義」では民主主義の在り方として具体例には「コンセンサス会議」や「市民陪審」、「シナリオワークショップ」、「討論型世論調査」などが例示され、それぞれの場面に市民が参加するときに必要とされるのは専門的知識ではなく、リベラル・アーツであろうと結論付ける。清原慶子教授による「基礎自治体の民主主義―「市民参加」と「協働」の理念と実践」では自身のキャリアとして大学教授から三鷹市長に就任した経験から基礎自治体での民主主義とリベラル・アーツの持つ意義と役割が論じられている。鈴木順子教授の「21世紀リベラルアーツ教育と民主主義の未来」では、国際基督教大学の学長であった絹川正吉教授の言葉を引用して「教える人が自分の専門を俯瞰できていないと、リベラルアーツは教育にならない」という。したがって、リベラル・アーツ教育（特に21世紀的リベラルアーツ教育）を進めるためには、教員が自らの専門分野から自分を解き放して社会全体からそれを見ることが肝要であるとする。森山工教授は「生活者のリベラルアーツと民主主義」でコミュニケーションのやり方として、「強いコミュニケーション」としての一方的な声高な主張というやり方もあるが、「弱いコミュニ

ケーション」としての参加者が対話を積み重ねていった物事の解決に至る、いわば「市井の民の民主主義」という方法もあると比較して論じている。その中で対置される「方法知」と「内容知」の対比は「強いコミュニケーション」と「弱いコミュニケーション」の特徴を象徴的ではあるが具体性をもって我々の理解の一助としてくれる。最後に吉岡知哉教授の「自由の論理、デモクラシーの技法」は、一般市民の自由との結びつきを再構築することで教養概念の変革を目指すことが現代のリベラルアーツの課題（創造的リベラルアーツ）である、とする。

これらの諸論文のリベラル・アーツに対する関与はその諸論文のアプローチが異なるために、その究極的な含意がそれぞれであり、その議論が数千年を経て、この日本で識者によって今日でも続けられていることは大いに歓迎すべきことであり重要なことである。人類史上、数千年の歴史を持つリベラル・アーツと数百年の歴史を持つ民主主義を、現代の世界で統合させようとする壮大な企画であることであり、このような歴史的意識が今日でも続けられていることに、今日に生を受けた我々は、特に大学教育に責任を持つ我々は無関心ではいられない。本書はこのような現代の我々の立ち位置と自己意識に対して一つの自己回答を与えたものである。



投 稿

高等教育政策における「社会連携・社会貢献」に関する一考察 -都市近郊における中小規模私立大学の発展に向けて-

山崎 志保

駿河台大学 理事長

手嶋 政洋

駿河台大学 入試広報部次長

【目次】

はじめに

- I. 「社会連携・社会貢献」に関する高等教育政策の変遷
- II. 文部科学省による「大学改革実行プラン」
- III. 大学における社会連携の進展
- IV. 大学における社会連携の課題

おわりに

[キーワード]

社会連携、社会貢献、高等教育政策、大学改革実行プラン

はじめに

1991年に大学設置基準及び学位規則の改正等が行われたことにより、大学に対する様々な規制は大幅に緩和されることとなった。いわゆる大学設置基準の大綱化である。こうした大綱化に伴い、大学自らの点検・評価作業により、教育を中心とした様々な分野における質の自律的な保証を行うことが求められる一方、各大学は自らの理念や個性を活かした大学づくりが可能となった。例えば、学部名称は、「学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるもの」とされ例示的な表記がなされなくなり、学部におけるカリキュラムに関しては、従前の区分(一般教育、外国語、専門教育科目等の科目区分)を廃止の上、科目区分及び単位数の設定については、各個別大学のカリキュラムに応じた設定が出来るものとされた。

こうした大学固有の理念や個性を活かした大学づくりに関して、とりわけ、私立大学においては、社会・地域連携に対して注力し、他大学との差異化を企図するケースが少なくない。

大学基準協会が発行する「大学評価ハンドブック」によれば、大学基準9「社会連携・社会貢献」として、「大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない」と明記されているように(大学基準協会「大学評価ハンドブック 2023年11月改訂」2023、p.90)、認証評価(大学評価)の観点からも、その重要性は高いことが理解される。第3期認証評価初年度(2018年度)以降2023年度受審大学まで、全456件の「長所」の内、32.0%(146件)が第9基準であることから、各大学が、社会連携・社会貢献に関する取組みを重視している姿勢が窺われる^(注1)。

例えば、本学(駿河台大学)においても、開学以来、「建学の精神に基づく人材像」として、「国際化・情報化時代に対応し、かつグローバル化の著しい現代社会における地域社会の諸活動の中で中核的役割を担う幅広い人材を育成する」ことを掲げている。また、2012年に制定した「駿河台大学憲章」においては、「私たちのめざす地域との協働」という項目を設定の上、「地域に根ざした大学として、豊かな自然・文化に育まれた「地域の教育力」を尊重し、「地域社会と協力しながら、まちづくり・ひとづくり・ものづくりに積極的に取り組み、地域社会の活性化に努め」、「地域の「知の核」として、社会人の再学習や生涯学習の機会を提供

し、「地域社会の発展に貢献」することを宣言するなど、「社会連携・社会貢献」を通じた人材育成を教育の基底においた大学運営を行っており、その成果は、第2期認証評価及び第3期認証評価のいずれにおいても、「社会連携・社会貢献」に関する取組みが、本学の「長所」として評価されたことから理解されよう。

本論では、先ず、大学がこのような「地域」を重視するように至った背景、すなわち文部科学省による「社会連携・社会貢献」に関する高等教育行政を時系列に整理することにより、「社会連携・社会貢献」の意義・重要性の高まりを再確認の上、社会連携に関する現状・課題に触れつつ、本学のような「中小規模私立大学による社会連携を通じた発展」に関して、若干の考察を試みることにする。

I. 「社会連携・社会貢献」に関する高等教育政策の変遷

第2次世界大戦後、数年にわたるGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）による占領政策は、高等教育分野にも及んでいたが、1951年のサンフランシスコ講和条約（1952年発効）に基づく我が国の独立に伴い、先ずは、終戦直後の焼け野原から高度経済成長を遂げる背景となる「理工系拡大政策」が採られるようになった。その後は、第1次ベビーブームにより数多く誕生した18歳人口への対応として「大学（志願者）拡大政策」などが行われた。勿論、必ずしもこうした高等教育政策のみで、理工系大学や大学（志願者）拡大が成し遂げられたわけではなく、むしろ、教育市場における需要と供給のバランスの結果としての側面が強いものと考えられるが、少なくとも高等教育政策を通じて、国が何を目指していたのかを理解することが可能となる。

こうした国が意図していた大学（志願者）拡大政策については、概ね、大都市圏を中心とした私学拡大という状況を生じさせ、結果として、地域間格差（都市と地方における進学率格差）が生起するようになった。

そうした状況の中、1960年代になると、「地域」を念頭に置いた高等教育政策が採られるようになる。1963年における中央教育審議会答申「大学教育の改善

について」においては、「高等教育機関は、その属する地域社会の教育文化の中心」と捉えられ、高等教育機関の過度の大都市集中に対する是正の必要性が唱えられるようになった。

1970年代に入ると、1979年の中央教育審議会答申「地域社会と文化について」において、大学は「公開講座の開催や体育・スポーツ施設の一般利用などが行われているが、その開放を更に積極的に進めるべきである」（中央教育審議会 1979）とされ、地域社会へ開かれた大学像が求められるようになったが、大学が地域社会で果たす役割は漠然としており、大学が地域社会へと開かれているのは、公開講座と施設の開放のみという状況であった。

こうした状況が大きく転換する契機となったのが、既述の1991年における大学の個性化・多様化を図ることを目的とした大学設置基準の大綱化であり、地域志向の大学づくり、とりわけ、大学が立地する個々の地域を強く意識した大学づくりに道が大きく開かれることとなった。

1995年の教育白書「我が国の文教施策 新しい大学像を求めて－進む高等教育の改革－」は、「大学が地域に根ざした個性的で、特色ある発展を遂げていくためには、地域における教育研究の中心としての役割を果たすとともに、その人的・物的資源を最大限に生かし、地域に対してニーズに応じた積極的な貢献を行っていくことが必要である」（文部省 1995）と言及した画期的なものではあったが、生涯学習に関する機会の拡充こそが地域社会のニーズであることを指摘していたという点で、依然として生涯学習の視点からは脱却しておらず、地域志向の大学像及び大学が立地する個々の地域を強く意識した大学像自体は描かれていなかったと言える。

しかしながら、以降、公立大学を中心に地域志向を持つ大学が現れ、1つのモデルとして、地域社会との関係を強く意識した大学像が提示され始めるようになる。

1997年に大学審議会は、研究志向・専門職業人養成・教養指向とともに「地域社会への生涯教育機会の提供に力を注ぐ大学」という具体的な類型を提示した。

これは、地域社会に視点を据えた大学づくりが認知されるようになったと捉えられるのであり、翌1998年の大学審議会答申「21世期の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―」では、地域社会との連携・交流を積極的に推進し、地域社会との繋がりを強めることにより、大学の発展を図っていくことが一層重要になる（大学審議会 1998）とされた。

この答申は、大学設置基準の大綱化を受け、各大学にその方向性の明確化を求める一方で、大学が位置する地域社会とのあらゆる地域連携を模索の上、関係性を強めるように促した点に特徴があると言えるのであり、同答申以降、教育・研究に加え、大学による社会貢献が、大学が有する使命の1つとして位置付けられるようになった。

また、この答申では、大学が多様なニーズに応じていくために、それぞれの理念・目標を明確化・個性化を進めるために、総合的な教養教育の提供を重視する大学、専門的な職業能力の育成に力点を置く大学、最先端の研究を志向する大学と共に、「地域社会への生涯学習機会の提供に力を注ぐ大学」といった機能別による分化が示された。

2000年代に入ると、こうした状況を背景にして、2006年に教育基本法が改正され、大学の教育・研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することが、新たに大学の役割として規定されるようになった。さらに、教育基本法の改正を踏まえた2007年の学校教育法の改正において、従来の学術研究、人材育成に加え、新たに教育研究の成果を広く社会に提供することが大学の果たすべき「第三の役割」として位置付けられ、大学自らが従来よりも能動的に社会と関わり、社会形成の一端を担う役割を果たすことが強く求められるようになった。

II. 文部科学省による「大学改革実行プラン」

上記 I で概観したように、1960年代以降、「地域」を念頭に置いた各種答申等が見受けられるようになったが、2000年代に入ると、「地域」を意識した大学づくりをより一層促進させることを主たる目的として、

様々な個別政策が遂行されるようになった。

2002年に国立大学を対象とした地域貢献特別支援事業が開始され、2003年からは「特色ある大学教育支援プログラム」(特色GP)が追加された。特色GPでは、大学教育の改善に資する種々の取組みのうち、特色ある優れたものを選定し、選定された事例を広く社会に情報提供すると共に、財政的な支援を行うことにより、高等教育全体の活性化を促進させることが期待された。

2004年からは、6つのテーマから構成される「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」(現代GP)が開始され、その1つとして、「地域活性化への貢献」が設定されるようになった。「特色GP」は、大学教育の改善に資する種々の取組みのうち、今日まで継続的に実施し、実績を挙げている取組みを対象としていたが、「現代GP」は、各大学等がテーマの趣旨・目的にそって確実に計画を実行していく取組みを対象としている点で、改革を一歩進めたものと言えるであろう。

上記以降も、地域社会と関連した大学改革支援事業が設定されるようになり、2012年には、「激しく変化する社会における大学の機能の再構築」及び「大学のガバナンスの充実・強化」の2つを柱とした「大学改革実行プラン ～社会の変革のエンジンとなる大学づくり～」が提示された。同プランにおける2つの柱は、各々4つの基本的方向性から構成されており、この内、前者、すなわち「激しく変化する社会における大学の機能の再構築」の基本的方向性については、(1) 大学教育の質的転換と大学入試改革、(2) グローバル化に対応した人材育成、(3) 地域再生の核となる大学づくり「COC (Center of Community) 構想の推進」、(4) 研究力強化：世界的な研究成果とイノベーションの創出となっており、(3) の地域再生の核となる大学づくり「COC (Center of Community) 構想の推進」に関しては、地域と大学の連携強化・大学の生涯学習機能の強化・地域の雇用創造・課題解決への貢献等が具体的内容とされた（文部科学省 2012）。

2015年からはCOC事業に代わり、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」(COC+事業)が実施されるようになった。COC+事業とは、大学が地方公共

団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をすると共に、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組みを支援する事業であり、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的としている。

COC事業では、地域に視点を据えた若者に教育・研究及びそれを基盤にした地域社会への貢献が求められていたが、より積極的に行政や企業と一体となり、若者を地方に根付かせるための実践、すなわち、地方創生に向けた具体的な活動が要求される段階へと移行したものと捉えられる。地方創生の起点は若者の地元定着にあり、その為に欠かせない条件は雇用機会の充実であることから、COC＋事業では、大学は地域の諸団体と連携することによる雇用創出に関しても、関与することが求められた。

さらに、2020年からはCOC＋事業に代わり、「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」(COC＋R事業)が実施されるようになり、若者の地元定着及び地域活性化を推進する事業として、大学が他の大学等や地方公共団体・地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行すると共に、出口(就職先)と一体的となった有機的な教育プログラムを実施することが求められるようになった。

人生100年時代においては、高等教育機関に対して、様々な年齢層による多様なニーズを有する学生を教育可能な体制作りが求められており、社会人に対しても受容可能性が高い出口一体型の人材養成、学修と出口(就職先)が一体化された教育プログラムの構築・実施が必要とされている。

このように、COC、COC＋、COC＋Rと事業が移行するにつれ、「地(知)の拠点」としての大学は、地域で活躍する人材育成のみならず、人材輩出をも求められるようになり、その対象も現役学生にとどまらず、社会人に対してまで広げられることとなったのである。

Ⅲ. 大学における社会連携の進展

既述のような高等教育政策の推進を背景に、大学と自治体との連携事業は急速に進むようになった。例え

ば、内閣官房都市再生本部による市区町村を対象とした調査によれば、「大学改革実行プラン」が本格的に実施されてから間もない2005年段階で既に、「大学と地域の連携組織がある、または大学と連携に関する協定を締結している」と回答した自治体の割合は、アンケート回答件数の4分の1以上に当たる26.1%であった(内閣官房都市再生本部「大学と地域との取組実態についてのアンケート調査」2007、p.1)。

大学における地域連携の活動内容については、文部科学省科学技術・学術政策研究所による全国の高等教育機関を対象とした社会・地域連携に関するアンケート調査によれば、私立大学では「公開講座の開催」が最も多く(94.5%)、次いで「学外への講演会、社会教育事業への講師派遣」(75.7%)というものであり、中心的な活動地域の範囲については、「学校や学校関連施設の立地する市区町村及び近接する市区町村を中心に実施」(40.8%)、「立地する市区町村を中心に実施」(30.6%)の回答が多く、学校所在地及び近隣市区町村地域における地域連携の活動が中心となっていることが理解される(文部科学省科学技術・学術政策研究所「高等教育機関(大学・短期大学・高等専門学校)における社会・地域貢献活動」2014、p.6及びp.10)。

この他、文部科学省委託調査に基づく地域社会に対する大学の貢献の取組みの実態においても、「公開講座を実施すること」(97.1%)、「教員を外部での講座講師や助言者、各種委員として派遣すること」(91.8%)、「社会人入学者を受け入れること」(87.5%)、「学生の地域貢献活動を推進すること」(85.3%)となっており、地域連携の具体的な取組内容は、大学の開放機能の一環として行われていた諸活動、公開講座の開催、学外の講演会・社会教育事業への講師派遣などを基盤としながら、社会・地域問題への対処や地域活性化活動への教職員・学生の参画などにより、直接的に地域課題に対処する取組みにも重点が置かれるようになっていったことが理解される(文部科学省「平成29年度開かれた大学づくりに関する調査研究」2018、p.8)。

さらに、こうした動きと共に、地域社会との単なる連携(事業)にとどまらず、以下の表1に示すように、地域やそれに類する名称の学部・学科名称を有する大

学も、少なからず見受けられるようになった。このような学部・学科名称を冠する大学の増加は、地域連携を含めた社会貢献について、教育・研究と同じように推進していこうとする大学の姿勢の表れであり、「地

域」を主体としたアントレプレナーの育成を主たる目的とするなど、地域における大学の役割の変化と捉えることが可能である。

表1 「地域」関連の学部名称

学部名称	開設年	学部概要
高知大学地域協働学部	2015年	地域理解力、企画立案力、協働実践力という3つの知識・能力を統合した地域協働マネジメント力を有し、多様で複雑な地域の課題を発見、分析、統合し、産業の分野や領域の壁を越えて人や組織などの協働を創出することができ、卒業後には即戦力として活躍することができる地域協働型産業人材(6次産業化人、地域協働リーダー)を育成する。
宇都宮大学地域デザイン科学部	2016年	まちづくりの専門家を育てることを掲げて開設。地域社会の成り立ちや課題を解決するために必要な幅広い教養を身に付けるとともに、地域と連携してさまざまな現場を訪れ、体験しながら学びを深める。公共政策、地方自治、経済、自然、文化、食生活、観光、社会福祉、社会教育、NPOなどの専門的分野を専攻しながら、これらに応用した地域デザイン能力を養う。行政機関や民間企業、NPOなどで活躍できる人材を育成する。理系を中心に分離融合した地域系の学部であることが特徴であり、まちづくりについての社会科学の素養も身に付けた建築都市デザインや社会基盤デザインの技術者、地域を調査分析する理系スキルを身に付けたコミュニティデザインの専門職業人を育成する。
大正大学地域創生学部	2016年	地方創生こそが現代社会の最も重要な課題であり、日本が持つ最大の力であるとして、開設された。地域創生に貢献するリーダー育成を目指し、多彩なアクティブラーニングを通して知識と実践力を養う。地域学習では、自治体、地場産業の経営者、地元の商店街などの協力を得ながら、地域の経済とコミュニティを持続的に活性化させる方法を学ぶ。各学年での実習に対して、経済学、経営学、社会学などの専門科目を学修し、それらを4年次に卒業研究として結実させる。
鳥根県立大学地域政策学部	2021年	課題先進県と言われる鳥根県をフィールドに、地域が抱える課題に対して多角的な視点で解決策を見出し、地域の発展に貢献できるグローバルな人材を育てることを目的に設置された。地域経済経営コース、地域公共コース、地域づくりコースの3コースがある。地域経済経営コースでは、実践に基づいた経済学、経営学の知識・能力を活用して地域経済や企業の発展に貢献できる人材を育てる。地域公共コースでは、生活圏である地域の持続と発展のために、公共的見地から多様な知識を融合させて、協働と自立の理念のもとに、課題の解決策を立案できる人を育てる。地域づくりコースでは、地域が直面する課題に対して、自分独自の答えを見出すことのできる地域で生きる自立した人を育てる。
國學院大学観光まちづくり学部	2022年	これからの日本社会には、日本各地の歴史、文化、自然をみつめ、観光を基軸に持続可能な「まちづくり」を考え、多様な側面から地域に貢献していくことができる人材が必要であるとして、地域の環境・社会・経済に関する幅広い知識と技術を身に付け、それらを有機的に統合し、より良い未来へ向けた「観光まちづくり」の提案と実践ができる人材の育成を目的としている。
淑徳大学地域創生学部	2023年	地域に住む人々の暮らしがより良くなり、「幸せ」を感じられる地域を創ることをめざし、地域の資源(たからもの)を発掘し、磨き上げ、地域の魅力を作り上げていく知識と方法を学ぶ。それにより、地域産業(地域経済)の発展や地域文化の継承など、地域課題を解決し、持続可能な地域を創るための仕組みづくりに貢献できる力を身に付けることを目的としている。

(出典) 各大学HP等より筆者作成

IV. 大学における社会連携の課題

上記Ⅲで触れたように、大学における地域連携の進展は、学内における公開講座の開催や学外における講演会等への講師派遣といったものから、「地域」を学部名称に冠して能動的に地域社会に介入するものまで、より一層の進展が見られるようになった。

2018年に公表された中教審の「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」においても、今後の高等教育改革の指針として3つの方向性が提示されているが、その1つとして、「地域における高等教育のグランドデザインが議論される場が常時あり、各地域における高等教育が、地域のニーズに応えるという観点からも充実し、強みや特色を活かした連携や統合が行われていくこと」が示されるなど(中央教育審議会2018)、大学の使命として地域連携の様々な取組みが定着しつつあると言える。一方で、地域連携活動に関する課題も指摘されるようになってきた。

社会・地域貢献活動に関連するアンケート調査によると、高等教育機関全体が同様の傾向にあるが、私立大学の数値では、「職員が不足している」(48.4%)、「十分な収入や外部資金を確保できない」(45.2%)、「教員が不足している」(40.6%)とリソース不足が課題として認識されており、また、「教員に対する評価の基準がない」(39.9%)、「教員が社会・地域貢献の取組に忙殺される」(27.2%)、「社会・地域貢献を担当する組織運営による学内の統括が難しい」(30.1%)、「社会・地域貢献を担当する専門組織がない」(32.5%)、「インセンティブの欠如により教員の参加意欲が低い」(26.5%)と、地域連携が教員の負担になっている様子や組織運営上の課題が窺える(文部科学省科学技術・学術政策研究所「高等教育機関(大学・短期大学・高等専門学校)における社会・地域貢献活動」2014、p.26)。

実際、本学においても、従前より、地域連携・貢献を担う人材は特定の個人に頼る「属人化」傾向が見受けられ、それ故、同人材の固定化・高齢化が顕著になってきており、有機的・機能的・体系的に活動することが可能な組織作りが、課題の1つであると認識している。

おわりに

地域は、学生募集上、すなわち大学経営上の重要な要素でもある(小方2020)と指摘されるなど、とりわけ、本学のように、有力大学・競合大学が数多く存在している都市部の近郊に位置する中小規模の私立大学にとっては、地域との連携・結び付きはより一層その重要性を帯びてくる。

本論で考察してきたように、社会連携・社会貢献に関する高等教育政策の方向性や同連携・貢献を推進する上での諸課題等も考慮すれば、こうした取組みによる大学の特色化・活性化を図ろうとする各大学は、以下のような学内政策を実施する必要があると考えられる。

- 地域連携を進める際に必要とされる活動拠点の確保や運営には一定の資金を要するため、恒常的・長期的な予算を組む。
- 地域連携に携わる教員に対しては、いわゆる「手弁当」といったボランティアに依存する性質のものではなく、インセンティブ制度を導入する。
- 教育的効果のある取組みの再構築について検討する(本学のケースで考えるならば、2004年度に文部科学省の「現代GP」に採択された地域と連携した事業活動が継続されているが、例えば、学外を学びの場として捉えた「アウトキャンパス・スタディ」の一環である地域インターンシップは、大学近隣地域を中心に企業・団体と大学との密接な協力関係により運営が為されており、毎年80名超の学生が履修し大きな教育的成果を挙げていることから、全学部必修科目として設置するなど、より積極的なカリキュラム改正も考えられる)。
- 「地域との共生」を念頭に、近隣公共施設との連携や少子高齢化に伴い使用されなくなった同施設跡地の利活用による、学生と地域住民が交流しあえるサロンのような場を提供する。教育施設としても、また、防災施設としても活用可能とするなど、両者にとり互恵性のある関係性を構築する。

本論の冒頭で触れたように、本学は「建学の精神」及び「大学憲章」において、地域社会との連携を重視する姿勢を明確に打ち出し、地域社会に貢献出来る人材の育成を教育目標の1つとして位置付けている。

長年にわたるこうした取組みの成果は、第3期認証評価においても、以下のように評価されるに至った(大学基準協会HP「大学の長所・特色検索」)。

【行政職員との人材交流が育んだ未来に繋がる地域連携】

【取組事例】

大学が所在する飯能市と連携し、互いの出向者が大学及び飯能市の職員として1年間の業務を経験する人材交流が行われ、同市が進める地域観光に関する施策に学生が参加する等、地域課題の解決や地域産業の活性化に対する新たな取り組みにつながっている。10年、20年先を見据えた地域連携のシーズとも表現できる政策であり、将来、地域に大きな成果をもたらすことが期待されることから評価できる。

【ここがポイント】

大学と行政が1年間の人材交流を行うという先駆的な取り組みを2014(平成26)年から6年間に渡り継続的に取り組んでおり、また、それが学生の教育へと繋がっている。

「駿河台大学憲章」の「私たちのめざす地域との協働」を具現化した取り組みである。

本学では、第3期認証評価におけるこうした評価も踏まえつつ、既述の地域連携を重視した様々な施策を実効性あるものとして遂行することを主たる目的として、10年後、20年後を見据え、現行の管理職ではなく、既成概念に囚われない柔軟な発想力や想像力を有する、将来の本学を支える若手から中堅までの職員により構成された『「本学資源による地域資源の活用方策の策定」プロジェクトチーム』を形成し、既に検討を始めているところである^(注2)。

【注1】

大学基準協会HPの「大学の長所・特色検索」より、評価種別を大学評価、評価年度を2018年度～2023年度、区分を私立大学と限定し、規模(収容定員)については全カテゴリーを対象とした上で、データの出力・集計を行った。

【注2】

本学が位置する自治体及び隣接地域は、総人口の減少傾向と共に高齢者人口の増加傾向を示す地域でもある。これまで本学は、同地域との結び付きとして、例えば、公開講座等の「市民の学びの場」の提供や学生による「地域活動・行事への参加協力」等の貢献を行ってきたが、限定的・部分的な取組みであったと考えられる。しかしながら、地域における未活用施設等(地域資源)を対象に、本学が有する多様な学術的資源・人的資源をより一層、有効的・効果的・包括的に地域社会に還元・活用することは、地域課題解決に対する貢献や本学の社会的使命の遂行といった観点のみならず、リカレントやリスキリング等を含めた新たな収益構造構築の可能性を有するものであると捉えられる。

【参考文献】

小方直幸「大学と地域・社会連携」『大学マネジメント論』放送大学教育振興会 2020年
大学基準協会『大学評価 ハンドブック 2023年11月改訂』2023年

【文部科学省(文部省) 答申・調査関連】

文部省中央教育審議会「大学教育の改善について(答申)」1963年
文部省中央教育審議会「地域社会と文化について」1979年
文部省「我が国の文教施策 新しい大学像を求めて—進む高等教育の改革—」1995年
文部省大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」1998年

内閣官房都市再生本部「大学と地域との取組実態についてのアンケート調査」2007年

文部科学省「大学改革実行プラン ～社会の変革のエンジンとなる大学づくり～」2012年

文部科学省科学技術・学術政策研究所「高等教育機関（大学・短期大学・高等専門学校）における社会・地域貢献活動」2014年

文部科学省「平成29年度 開かれた大学づくりに関する調査研究」2018年

文部科学省中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」2018年

【大学等HP】

宇都宮大学HP「地域デザイン科学部」

<https://www.utsunomiya-u.ac.jp/academic/frd.php>

高知大学 HP「地域協働学部地域協働学専攻」

<http://www.kochi-u.ac.jp/rc/about/>

國學院大学 HP「学部・学科」

<https://www.kokugakuin.ac.jp/education/fd/tourism>

島根県立大学 HP「地域政策学部地域政策学科」

<https://www.u-shimane.ac.jp/undergraduate/chiikiseisakugakubu/>

淑徳大学 HP「学部・大学院」

<https://www.shukutoku.ac.jp/academics/tiiki/tiiki/>

駿河台大学HP「駿河台大学憲章」

<https://www.surugadai.ac.jp/about/charter.html>

大正大学 HP「学部・大学院」

https://www.tais.ac.jp/faculty/department/regional_creation/

大学基準協会HP「大学の長所・特色検索」

https://www.juaa.or.jp/case_study/



SDレポート

「学修者本位の大学教育」の実現に不可欠なアカデミック・アドバイジング ～日本アカデミック・アドバイジング協会 (JAAA) の取り組み～

山田 剛史

関西大学教育推進部副部長・教授／日本アカデミック・アドバイジング協会副会長

1. 問題背景：「学修者本位の大学教育」とアカデミック・アドバイジング

米国で100年以上前に導入されたアカデミック・アドバイジング(以下、アドバイジング)が、近年、日本の大学において注目されている。背景要因として、とりわけ2000年代以降の大学教育を取り巻く環境・状況の変化が考えられる。主なものとして、(1)「何を教えるか」(教授)から「何を身につけるか」(学習成果)への教授・学習パラダイムの転換(Barr & Tagg, 1995)、(2)パラダイム・シフトに伴うアクティブラーニングの導入など多様な学習形態の推進、(3)18歳人口の減少と大学進学率の上昇に伴う学生の学習履歴の多様化、(4)合理的配慮の義務化を背景とした障がい学生や国際化の推進に伴う留学生など多様な学生対応の拡大、(5)主専攻・副専攻制度や文理融合・分野横断型教育の推進など教育制度・カリキュラムの複雑化が挙げられる。こうした状況の中で、学位の質保証と自律的な学習者の育成を可能にし、「学修者本位の大学教育」(中央教育審議会大学分科会、2023)を実現するためには、組織的な学習支援制度・体制(アドバイジング)の構築が不可欠となる。

アドバイジングに対するニーズが高まる一方で、日本の大学において組織的な学習支援は十分に取組みられてきたのだろうか。日本の大学における学習支援の現状と課題については、木原(2023)が詳細なレビューを行っている。これまで教員に対する教授技術の向上(FD)や職員を中心とした学生支援の取り組みは一定なされてきた。しかし、FDやSD、IR、アドミッション、そしてアドバイジングなど、年々高度化する大学の専門領域に対して、日本の大学における専門職

化(第3の職種)の議論はなかなか進んでいない。とりわけ学習支援領域は、教育領域に直結する学生支援的性質を有していることから、誰がそれを担うのかといった問題を含め、能力開発や組織化が十分に図られていない。実際、文部科学省による「令和4年度の大学における教育内容等の改革状況」(2024年10月)では、「学習支援センター等における個別指導」(288大学/36.9%)、「アカデミック・アドバイザー等の専門職の配置」(70大学/9.0%)といった状況にある。そのような状況の中、大学の現場では、増加する学生の支援ニーズに対し、草の根的な取り組みや少数のスタッフによる試行錯誤が続けられてきた。

2025年度から始まる第4期認証評価では、「学習」を中核に据えた評価が強調されており、学生の学習を支え促す機能や役割の強化が求められている。また、2023年11月に設置され、現在も審議が続く中央教育審議会の高等教育の在り方に関する特別部会は、2024年12月4日に『急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について(答申【案】)』を公表した。その中で、政策文書としては初めて「アカデミック・アドバイザー」の文言が取り上げられている。具体的には、「①学修者本位の教育の更なる推進」の中で、「履修指導を行う際には、教員と対等の立場で学生の学修者本位の学びを支える職員をアカデミック・アドバイザーとして配置することも視野に入れる必要がある」(p.18)と記載されるなど、今後、各大学での取り組みが進むことが期待される。

こうした大学を取り巻く状況・環境が大きく変化する中で、2021年に日本アカデミック・アドバイジング協会(Japan Association for Academic Advising; 以

下、JAAA)が設立された。本稿では、JAAAの設置からここまで取り組んできた内容等について紹介する。

2. 日本アカデミック・アドバイジング協会の概要

(1) 設立経緯

JAAAは、アカデミック・アドバイジング・サロン(2017年10月～2020年8月の間に計6回開催)を前身として、10名の発起人による準備委員会での協議(2020年11月～2021年3月の間に計5回)、総会・設立大会(2021年3月13日)を経て、正式に設立された。

(2) 目的

JAAAの目的は、「スチューデント・サクセスを促進するアカデミック・アドバイジングの理論と実践を日本の高等教育において確立し、普及すること」である。スチューデント・サクセスとは、学業的な側面だけでなく、社会的な側面や個人的な側面など、全人的な意味での学生の成功を表す概念(Kuh et al., 2006)である。

(3) アカデミック・アドバイジングの定義と領域

JAAAでは、アドバイジングを「学生自身による将来の目的・目標の決定とその達成に向けて、担当者が途中段階のアセスメントを行いながら学生個人のニーズに沿った支援をすること」と定義している(JAAA, 2021)。この定義では、アドバイジングの支援範囲は学業面だけにとどまらず、キャリアや個人的な課題への支援も含まれている(清水, 2024a)。アドバイジングを履修指導に限定する捉え方もあるが、JAAAでは協会の目的に則り、広義の定義を採用している。アドバイジングの具体的な支援内容は、①専攻やコース選択に関するレイトスペシャリゼーションに対する支援、②学生の生活全般に関わる課題解決支援、③履修選択・計画に関する支援、④海外留学プログラムの履修計画に関する支援の4つの内容に分類される(清水, 2024b)。このように、アドバイジングは初年次学生の大学適応といった文脈のみならず、高年次や卒業に至るまで各年次で生じる諸課題に応じて行われる全般的な支援活動であることが分かる。

(4) 組織の概要

JAAAの組織は、役員(会長、副会長、理事3名の5名)と事務局(事務局長、事務局員2名の3名)、監事(2名)、会員(個人、団体)とで構成されている。研修部会、研究部会、編集委員会、広報部会、大会実行委員会を立てて、各担当理事のもとで会員から数名のメンバーを募り運営している。

2024年11月末時点での個人会員は94名(団体会員は3団体)である。内訳について、〈a.所属機関別〉国公立大学23名(24.5%)、私立大学65名(69.1%)、短期大学1名、高等専門学校1名、大学院大学1名、海外大学1名、民間企業2名、〈b.職階別〉教員42名(44.7%)、職員32名(34.0%)、専門職員16名(17.0%)、大学院生1名、なし1名、民間2名となっている。教員と職員の比率が近く、専門職員が2割近くいることもこの協会の特徴である。教員には特任など任期付が一定数いること、職員には係長以上の役職者が多いこと、専門職員にはアドバイザーやコーディネーター、チューター、相談員など多様な肩書があることなどの特徴も見られる。専門職員の任期の有無については分かりかねるが、筆者が知る限りでは任期付が多いように思われる。

3. 日本アカデミック・アドバイジング協会の取り組み

JAAAでは、主な活動内容として、会員同士の情報交換・交流を目的とする「アカデミック・アドバイジング・サロン」、会員の能力開発を目的とした「各種研修会」、実践や研究の成果を共有する「年次大会」を開催している。また、研究誌『アカデミック・アドバイジング研究』やニューズレターの発行、協会ウェブサイト(<https://academic-advising.jp/>)を通じたアドバイジングに関する研究成果や先進的な取り組みなどの情報発信を行っている。以下、それぞれの取り組みについて紹介する。

なお、JAAAが設立された2021年3月は、コロナ禍にあったこともあり、各種イベントはほぼ全てオンライン(Zoom)での開催となっている。小規模な協会の財政的な観点からも、この方式のおかげで様々な活

表1 アカデミック・アドバイジング研修会の開催概要

日付	開催方式	テーマ
2022.06.25	オンライン	18歳成人を機に、あらためてStudent Successを考える
2022.12.17	対面：大阪	組織連携で考えるStudent Success
2023.03.25	オンライン	学生アドバイザーの支援者としての能力育成について考えませんか
2023.08.26	オンライン	プロとしてこのスキルだけはもっておこう！（学生が自己決定するためのロールプレイ）
2023.11.11	オンライン	アンコンシャスバイアスを知る、気づく、対処する～一人ひとりの可能性を広げるために～
2024.02.17	対面：横浜	もう一度アカデミック・アドバイジングを考えよう
2025.02.15	対面：愛媛	アカデミック・アドバイジングの「組織化」を考える（集大成）—『連携』のその先へ—

動を展開することが出来た点は大きい。一方で、会員同士の交流といった点での効果は極めて大きく、対面開催を望む声も少なくないため、継続的に開催方式の検討を行っている。

(1) アカデミック・アドバイジング・サロン

アカデミック・アドバイジング・サロン（以下、サロン）は、会員同士の実践や情報の共有、課題解決やお悩み相談などを中心に行っている。リラックスした雰囲気の中で、会員同士の繋がりを作ることも重視している。研修委員会を中心に検討を行い、2021年5月以降2025年1月に実施したサロンまで、計10回（年2～3回）、全てオンラインで開催している。テーマを絞らない形態の「ビギナーのためのアカデミック・アドバイジング・サロン」や「実践や課題の共有、悩みや解決策の共有、1年の振り返り」を積極的に行っている。

(2) アカデミック・アドバイジング研修会

アカデミック・アドバイジング研修会（以下、研修

会）は、ゆるやかなネットワーク形成を目的としたサロンに対して、テーマを設定し、アドバイジングに係る資質能力の向上を目指すことを主な目的とし、2022年度から開始した。2022年6月以降2025年2月に予定している研修会まで、計7回（年1～3回）開催している（テーマは表1の通り）。できる限り深い議論が行えるよう、オンラインに加え対面型も取り入れるようにしている。

(3) 年次大会・総会

年次大会は、JAAAの核となる取り組みであり、会員の日頃の研究活動を発表する場となっている。研究面での量的拡大や質的向上に加え、分科会やワークショップなど実践をベースにスキルの向上を目的としたプログラムや参加者同士の交流を促す場づくりも重視している（大会テーマやプログラム内容は表2の通り）。総会では、事業報告・収支決算報告、会則改正、事業計画案・予算案などの審議・報告を行い、JAAAの円滑な運営に臨んでいる。

表2 日本アカデミック・アドバイジング協会年次大会の開催概要

日付	大会テーマ	主なプログラム
第1回 2021.08.28	アカデミック・アドバイジングの多様性と可能性	自由研究発表（6件）、JA ³ Room、シンポジウム、テーマ別WS（3件）、交流会
第2回 2022.08.27	ニューノーマル時代における「かかわり」や「つながり」を考える	自由研究発表（6件）、シンポジウム、分科会（3件）、交流会
第3回 2023.08.26	Student Successに向けたアカデミック・アドバイジングの多様なアプローチ	自由研究発表（6件）、企画セッション、テーマ別WS（3件）、交流会
第4回 2024.08.31	アカデミック・アドバイジングの組織化—「連携」するアドバイジングを目指して—	自由研究発表（4件）、シンポジウム、テーマ別WS（2件）、交流会

(4) 『アカデミック・アドバイジング研究』

アカデミック・アドバイジングの質を高めるための機能・役割の1つとして、役員会・研究部会の中でジャーナルの発行に関する議論を行い、2023年3月に『アカデミック・アドバイジング研究』第1号が創刊されることとなった。区分としては、研究論文、研究ノート、実践報告の3種類を設け、出来るだけ幅広いニーズに応えられるようにした。第1号には、研究論文1本、研究ノート1本、実践報告4本の計6本、第2号(2024年3月)には、研究論文2本、研究ノート1本、実践報告2本の計5本が掲載された。現在、第3号(2025年3月刊行予定)の編集作業が進められている。

(5) その他の活動

JAAAでは、上記4つの事業に加えて、様々な活動を展開している。JAAAの活動報告や会員の活動紹介などを取りまとめた『ニューズレター』を年2回発行している(現在No.7まで発行)。個々の会員同士の交流や連携に加えて、機関を対象としたコンサルティング(講師派遣等)も行っている。また、研究部会による新たな取組として、会員同士の学び合い・相互研鑽を通じて、一定のアウトプット(年次大会での共同発表や共著論文の投稿等)に繋げることを目指す「協働的課題志向型リサーチ(Collaborative Problem-Oriented Research: CoPOR コポル)」(ゼミ)を2025年度から開講する。

4. 最後に：日本の大学におけるアドバイジングの深化に向けて

冒頭の問題背景で述べた通り、現在の日本の大学教育において学習支援(アカデミック・アドバイジング)の深化は不可欠な営みである。本稿ではJAAAでの取り組みを紹介したが、研修・大会テーマを見ても分かる通り、「アカデミック・アドバイジングやスチューデント・サクセスとは何なのか?」といった概念的な課題、「アカデミック・アドバイジングを学内にどのように普及させ、連携・組織化を図ればいいのか?」といった実践的な課題など、検討・研究すべき課題は山積している。JAAAでは、こうした課題を一緒に考

え、ともに挑戦・成長していけるコミュニティを目指している。ぜひ、この機会にご入会を!

引用・参考文献

- 木原宏子(2023)「日本の大学における学習支援の現状と課題」『桜美林大学研究紀要 総合人間科学研究』第3号, pp.309-318.
- Kuh, G.D., Kinzie, J.L., Buckley, J.A., Bridges, B.K., and Hayek, J.C. (2006). *What Matters to Student Success: A Review of the Literature*. Vol. 8, National Postsecondary Education Cooperative.
- 清水栄子(2024a)「スチューデント・サクセスを支えるアカデミック・アドバイジング」『大学時報(日本私立大学連盟)』No.419, pp.80-87.
- 清水栄子(2024b)「日本におけるアカデミック・アドバイジング」『文部科学教育通信』No.574, pp.31-33.
- 中央教育審議会大学分科会(2023)「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について(審議まとめ)」https://www.mext.go.jp/content/230313-mxt_koutou01-000027826_3r.pdf(最終閲覧日2024年12月7日)
- 中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会(2024)「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について(答申【案】)」
https://www.mext.go.jp/content/20241204-mxt_koutou02-000039056_2.pdf(最終閲覧日2024年12月7日)
- 日本アカデミック・アドバイジング協会ウェブサイト(<https://academic-advising.jp/>)
- Barr, R.B., and Tagg, J. (1995). From teaching to learning: A new paradigm for undergraduate education. *Change*, 27 (6), 12-25.
- 文部科学省(2024)「令和4年度の大学における教育内容等の改革状況について(概要)」https://www.mext.go.jp/content/20241011-mxt_daigakuc01-000038093_1.pdf(最終閲覧日2024年12月7日)



内部質保証と 大学職員

京都橋大学の改革を支える職員の役割について (企画部門の視点から)

宮原 和志

京都橋大学企画部企画課長

はじめに

京都橋大学は、1967年に文学部のみの単科女子大学として開学。2005年の男女共学化と看護学部の設置を皮切りに、健康科学部、国際英語学部、発達教育学部、経済学部、経営学部、工学部、総合心理学部を立て続けに設置し、2024年度時点で9学部15学科、学生数約6500人（通信教育課程を除く）を擁する総合大学となっている。さらに、2026年度には、全学的文理横断教育のさらなる促進、メディア授業を活用した新たな教育の展開、医工連携教育研究の推進などの実現をめざして、新たにデジタルメディア学部デジタルメディア学科（通信教育課程を含む）、工学部ロボティクス学科、健康科学部臨床工学科の設置を予定している（仮称：設置構想中）。また、新学部学科設置と並行して、共通・キャリア教育や既設学科の改組・充実などの継続的な教学改善を進め、就職率や国家試験合格率などの各種指標でも高い実績を残している。

本稿では、このような本学の継続的な改善・改革を支える、全学的な内部質保証システムとマスタープラン（中長期計画）の概要を紹介したうえで、事務局として内部質保証や中長期計画、学部学科設置・改組などの業務を担う企画課の業務や職員の役割について紹介する。

I 内部質保証システムとマスタープラン（中長期計画）について

本学では、教学改善・改革を支える内部質保証システムと、学園の中長期計画であるマスタープランが有機的に連動し、継続的な改善・改革を推進している。

ここではまず、内部質保証システムとマスタープランの概要について紹介する。

1 内部質保証システムについて

本学では、学長を議長とした全学的な内部質保証に責任を持つ組織である「内部質保証推進委員会」が統括する形で、各学部やセンター等で、継続的な自己点検評価活動を行っている。「内部質保証推進委員会」は、内部質保証のプロセスや方針について定めるとともに、各部門からの自己点検報告に対して、全学的な観点から評価し、改善・改革の方策を立案し、各部門へのフィードバックを行っている。この時に、各学部・研究科や個別部門に対する課題については、それぞれの部門にフィードバックし、改善・改革を促すが、全学的データサイエンス教育の推進、キャリア教育強化、メディア授業の活用などの学部横断的な全学的課題については、同じく学長を議長とする「教学推進会議」において、全学的な観点から議論のうえ政策化され、基幹会議決定のうえで全学に周知されるプロセスとなっており、各部門課題および全学的課題の両方について、学長のリーダーシップのもと、迅速な対応や意思決定が可能となっている。

2 マスタープラン（中長期計画）について

上記の「内部質保証推進委員会」を中心とした、教学改善・改革と並行して、本学では学園全体の中長期計画として、マスタープランを策定している。このマスタープランは、理事長を委員長とする「マスタープラン委員会」のもと、内外環境の変化を踏まえ、概ね4年ごとに策定されており、策定にあたっては、自己点検評価結果や学園構成員からの課題・

意見反映が行われている。2023年度に設定され現在運用する第3次マスタープランでは「学びで世界を変える」という合言葉のもと、成長の方向性に沿って、全学的改革案件に絞った20程度の実行プランを設定して改革を推進している。マスタープラン以外の課題については、各部門において目標・課題設定を行い、自己点検を行いながら取り組んでいく形としている。なお、マスタープランで設定される学部学科設置・改組、新規事業等の全学課題の推進にあたっては、課題ごとに副学長を委員長とする改革準備委員会が組成され、検討・実行を担っている。

II 企画課の業務と職員の役割について

上記のように、理事長・学長・副学長らのリーダーシップ・連携のもと、内部質保証とマスタープランを両輪で実質的に運用することにより、内外環境を捉えた継続的な改善・改革を推進できている。ここでは、事務局として内部質保証、マスタープラン（中長期計画）、学部学科設置・改組等の改革を担当する企画課の業務と、改革・改善推進にあたっての企画課員を含む本学職員の役割について紹介する。

【企画課の主な業務】

1 内部質保証

内部質保証推進委員会の事務局として、各部門の課題抽出支援や改善の方向性の調整などを行っている。また、社会、競合、本学に関するさまざまな情報を経年で蓄積・分析し、必要に応じて各学部や会議体へ提供している。

2 マスタープラン（中長期計画）

マスタープラン委員会の事務局として、委員会への各種内外環境情報や改革案の提出により、マスタープランの策定・修正・追加などに関わっている。

3 学部学科設置・改組等の改革関連業務

マスタープラン委員会により組成される、各種改革準備委員会の事務局として、改革の実行を推進する役割を担っている。なお、改革案件によっては、企画課以外も事務局を担う。

上記のように、委員長・メンバーの異なる内部質保証推進委員会、マスタープラン委員会、改革準備委員会の事務局を企画課が務めることにより、一貫して迅速な改善・改革の実行を支えている。

各種改革準備委員会等で、改善・改革を推進するうえでの企画課員を含む職員の主な役割は、目的の設定、調査・分析（仮説設定）、プロジェクト管理である。まず、目的の設定では、すべての改善・改革において、各委員会の委員長とともにマスタープランの実現と結び付けた目的を一貫して設定しておく必要がある。さまざまなプロジェクトにおいて、議論が進むにつれて、業務負担などに目が行き本来の目的が置き去りにされた結論が出されることがある。そのような場合には、都度本来の目的に立ち戻れるように確認を行う必要がある。

次に、調査分析においては、必ず課題仮説を設定したうえで、社会環境、競合他大学、本学に関する調査を踏まえた、課題や改善の方向性のたたき台をまずは事務局が作成するようにしている。このようなたたき台で論点を明確にしたうえで、専門性の高い教員と教職共同で検討を行うことで、より精度の高い迅速な改善・改革を実行することができている。また、計画を完遂するために、課題を細分化したうえで各部門に業務を振り分け、スケジュールに沿って進めることができるようにプロジェクト管理を行うことも職員の大きな役割である。

日々の業務を抱えるなかで、一つひとつの課題に対して調査・分析を踏まえた、たたき台の作成を行うことは負担にはなる（必ずしも専門的知識や技術が必要ではないと考えるが）。ただし、このたたき台がなければ、延々と続く会議の果てに、根拠がなく何も決まらない、もっと悪ければ目的やデータを無視した最も簡単な（会議に参加する構成員の負担が少ない）方法を選択してしまうといった事態となる可能性もある。そのため、各プロジェクトにおいて、事務局がいかに関与を適切に前に進めることができる「良いたたき台」を提示できるかが非常に重要となっている。本学では、多くの職員が、このような意識を持ってプロジェクトに取り組んでいることが、改善・改革の推進につな

がっていると考えている。ただし、このように、データを重視した改革を進めると、その他大学と同じ、もしくはそれよりも多少よい改革はできても、本学ならではのアイデアは出てきにくくなる側面もある。今後は、教員の専門性や教職員の発想を活かした発展的な改革を実現するための働きかけも、より重要になると考えている。

おわりに

このように、継続的な改善・改革を支えるうえでは、

職員による常日頃からのデータ収集や分析は欠かせないものである。人によっては地味な作業だと感じるかもしれないが、一つのデータの有無や捉え方によって、政策判断が変わってくることもある。職員にとっては数ある業務判断のうちの一つかもしれないが、その判断の向こう側には何百、何千人の学生がいて、学生の将来に良い意味でも悪い意味でも影響するかもしれない。今後もそのような緊張感を持って、日々の業務に取り組んでいきたい。

2023年度 大学基準協会 研修修了者の声

大学基準協会での研修を終えて

岩川 卓矢

私は2023年度の1年間、大学基準協会の研修員として受け入れていただき、大学評価業務に携わりました。私は本務校において教学系の部署で働いていたものの、認証評価や自己点検とは関わりがなく、認証評価業務について知識がありませんでした。そのため、大学基準協会での業務を始めるにあたり大きな不安を抱えておりましたが、大学基準協会の専任職員や他大学の出向者の方々に支えていただき認証評価業務を全うすることができました。

認証評価業務に携わる中で数えきれないほどの学びがありましたが、その中でも特筆すべきことは認証評価業務がいわゆる評価のためだけでなく、大学教育の改善のためにあるものだという点を強く認識したことです。もちろん、法令要件等を点検することは業務の一つではありますが、どのように評価結果を伝えれば大学の改善につなげることができるのか、ということが考えられるようにご指導いただいたことが大きな学びになっています。

また、大学基準協会への出向経験において、物事を俯瞰的に見る癖が身についたことは大学職員としてのキャリアにおいて重要な意味を持つと確信しています。ここでいう俯瞰的とは、個々の業務に囚われるのではなく全学的な視座を持つこと、に加え、一大学をこえて国内外の大学にも目を向ける抽象的かつ一般的な視点を持っていることを意味しています。大学基準協会では複数の大学について、全学的に深く理解し長所や改善点に向き合う必要があります、本務校では経験し難い業務に携われたことが成長につながったと考えています。

出向を終え、本務校に戻ってからは大学のIRやFD等の仕事に関わっております。出向を経て、全学の中で業務の位置付けや教学とその他部署との連携などを意識しながら、自大学の課題に向き合うことができております。

末筆ながら、研修員としてお世話になりました大学基準協会職員の皆様や研修員の皆様に心より御礼申し上げます。

1年間の大学基準協会での研修を終えて

金子 瞳

2023年4月から1年間、大変お世話になりました。

研修前までは、恥ずかしながら認証評価とは、「7年に1度のアレ」としか説明できないほど、ほとんど知識が無い中でのスタートでした。また、本学からは初めての出向先だったため、どのような環境が待っているのか…と、不安でいっぱいだった事を今でも鮮明に思い出します。

いざ研修が始まると、まずは大学設置基準や認証評価について、とてもわかりやすく教えていただき、一から学ぶことができましたし、大学で定められているルール・規則は、これを守るためにあるという事を改めて知ることができました。

また、3つの大学を主担当として任せていただきました。評価者の方々にピアレビューをしてもらうために、各大学の現状を把握すること、そしてそれを自分なりに整理し、伝えなくてはいけない事にすごく苦勞しました。私と同じグループだった皆様や確認担当の方には大変ご苦勞をおかけしたと思います。改めてこの場でお詫びと御礼を申し上げます。大変だった分、私が担当した3大学へは今でも思い入れがあり、他人事（他大学事？）には思えず、心の中でこっそり応援しています。

今回の研修で得られた事のひとつめに、「他大学を知る」という事だったと思います。私が所属する大学と同じような小規模大学の取り組みや制度、体制など見習ってすぐにでも実行に移すべき事や、対して小規模大学では到底できない事など、たくさんの大学の状況を知ること・見ることができました。

さらに、とても勉強になり、得られた事のふたつめは、使用するべき単語や表現・表記方法の統一をする事です。現在、私は広報室で執務しており、大学のイベントや授業等の実施報告をするためのWeb上の記事「お知らせ記事」の執筆に、この知識が直結して活用できていると感じています。

加えて、オンラインでのやり取りが多い部署であるため、チャットやメール等、文章だけで伝えられるスキルが求められますが、わかりやすく伝えるための文章を…と考える時には、大学基準協会でも、たくさん赤ペン校正を入れてもらった時の記憶が蘇ります。研修員として過ごしたこの1年間は今後の大学職員人生において、とても大切な経験になっています。本当にありがとうございました。

末筆になりますが、1年間大変お世話になった大学基準協会の皆様、評価委員の皆様、研修員同期のみんなに心より御礼を申し上げます。ご多忙かと存じます、どうかお身体をご自愛くださいませ。

1年間の研修を終えて

澤 英俊

2023年4月からの1年間、大学基準協会において研修員として認証評価業務に携わる貴重な経験をさせていただきました。

これまで本務校での業務を通じて「認証評価」という言葉を聞いたことはありましたが、具体的な内容等については十分に理解していませんでした。そのような中で大学基準協会への出向を命じられ、大きな不安を抱えて入局した日のことを今でも鮮明に覚えています。しかし、協会職員の方々や他大学から参加した研修員の方々の温かいサポートに支えられ、無事に研修を終えることができました。この場をお借りして、深く感謝申し上げます。

評価業務に携わる中で、各大学がそれぞれの強みを伸ばすために取り組んでいる多様な活動やそれらを支える運営体制について学ぶ機会を得ました。これにより、各大学が自大学の発展を目指してどのような努力を重ねているのかを具体的に理解するとともに、肌で感じることができました。また、本務校を振り返り、より良い大学づくりのために必要な取り組みや構成員への働きかけについて考えるきっかけにもなり、これらの経験はこれからの職員人生における貴重な財産となりました。

現在、本務校に復帰し、認証評価や自己点検・評価を担当する部署で、第4期機関別認証評価の受審に向けた準備に尽力しています。大学基準協会での経験を活かし、学内の認証評価に対する意識を高め、本務校の強みをさらに伸ばすための取り組みに邁進していきたいと考えています。

最後になりますが、この1年間を通じてご指導いただいた大学基準協会の職員の皆様、評価委員の皆様、そして各大学からの研修員の皆様に、改めて心より厚く御礼申し上げます。

1年間の研修を終えて

新城 友己

2023年4月から2024年3月までの1年間、大学基準協会にて研修員として貴重な経験を積む機会をいただき、心より感謝申し上げます。研修を始める前は、認証評価や大学基準協会、内部質保証についての知識が乏しく、不安を抱えていましたが、協会職員の方々や他の研修員の皆様のお力添えのおかげで、充実した1年間を過ごすことができました。

1年間を通じて、協会の評価プロセスや大学の質保証に対する考え方を学ぶ中で、認証評価が大学の現状を客観的に見直し、改善の機会とする重要なプロセスであることを深く理解しました。また、自己点検・評価は単なる形式的な作業ではなく、教育の質を向上させることを目的とした本質的な活動であることを理解し、大学全体で質保証に向けて取り組むことの重要性を改めて認識しました。さらに、複数の大学の評価に携わる中で、それぞれの大学の特色や強みを生かした取り組み、課題解決に向けた具体的な取り組みを知ることができたことなど、今回の研修で得た知識や全学的に物事を考える視点は、私にとって大きな財産になりました。

本務校に戻り、認証評価には直接関与しない部署に配属となりましたが、今回の研修で得た経験を学内で共有し、教育の質の向上・改善を目指した自己点検・評価活動の重要性を浸透させ、全学的な意識改革に寄与したいと考えています。

最後になりますが、1年間にわたりご指導いただいた大学基準協会の職員の皆様、他大学の研修員の皆様に、改めて深く御礼申し上げます。

1年間の研修を終えて

杉本 博美

2023年4月から2024年3月までの1年間、大学基準協会において、研修員として認証評価業務に携わらせていただきました。2023年4月1日(土)に大学生の頃から夢だった東京の暮らしをスタートさせました。そして、新しい地、場所で、新しい業務に挑戦できることにとてもワクワクしていた気持ちを思い出します。この1年間で経験したすべてのことが私の財産であり、糧となっています。

大学基準協会に出向するまでは、恥ずかしながら「認証評価」に関して知識・理解、経験もなく、「内部質保証」に関して、言葉聞いたことがある程度にしか分かっていませんでした。しかし、複数の大学の評価に携わらせていただいたことで、大学基準協会、認証評価のことはもちろん、大学基準、法令要件、認証評価の流れ、評価の視点などの理解を深めることができました。なかでも、数々の大学の「内部質保証」の体制や体系を知り、「内部質保証」を評価する過程に携われた経験は極めて貴重でした。大学の数だけ、強み・魅力・特色があるように、「内部質保証」に関して、特色・強みが大学によってさまざまであることを学ぶとともに、奥が深く、実質的に機能させるためには、大学は改善を積み重ねていかないといけないことも実感しました。

本務校に戻ってからは、認証評価、教育の質保証、自己点検・評価、教学マネジメント等を実施・推進していく部署に配属となり、第4期の認証評価を見据え、日々邁進しています。この1年間の経験は自身の財産であることは紛れもない事実ですが、私自身その経験に頼りきりになるのではなく、新しい知識・経験等に対して自ら学ぶ姿勢・意欲を忘れずに、新しい知識や情報をこれからもどんどん吸収していきたいと思い業務遂行しています。

最後になりますが、1年間支えてくださった大学基準協会の職員の皆様、評価委員の皆様、研修員の皆様に、心よりお礼申し上げます。本当にありがとうございました。そして、これからもどうぞよろしく願いたします。

大学基準協会での研修を振り返っての気づきと課題

藤田 翔子

2023年4月から2024年3月までの1年間、大学基準協会評価事業部評価第1課で研修員として勤務いたしました。現在は大学に戻り、入試広報・学生募集関連の業務に携わっていますが、今改めて研修員時代を振り返り、以下2点の気づきがありました。

まず直接認証評価に関することではないのですが、大学の一極集中について肌身で感じるようになりました。日本では大学進学者のうち、約4分の1が東京の大学へ進学しています。教育だけでなく、あらゆる産業が東京を中心に発信されており、見たことが無いような事業・サービスが当たり前のように生活に溶け込んでいるのを目の当たりにしました。私はずっと関西で育ってきたため、「関西と関東に大きな差はないはず」という関西人なりの“おごり”があったのですが、特に東京は関西のずっと先を走っていることを気付かされました。現に多くの大学が、定員超過率1.0を割る苦しい状況が続いています。この先進性を越えるような魅力の創出を続けなければ、人口流出に歯止めが利かない、危機感を感じました。

次に、多くの労力を費やして生み出された認証評価結果があまり有効に活用されていないことに気付かされました。認証評価は7年に1回の受審ではあるものの、その準備等に大学および認証評価機関双方に大変な労力がかかっていることを身に染みて思い知らされました。しかし、その骨を折って作り上げた評価結果があまり活用されておらず、この費用対効果の少なさが大学としても、認証評価機関としても課題だと感じました。在籍大学に戻った今、自分ができることとして、学生の受け入れについて長所が大学の事例を部署内で共有したところ、皆、関心を持って評価結果を読んでいました。まずは部分的でも認証評価に興味を寄せてもらい、自分事に捉えてもらうことで認証評価への理解を深めたいと思っています。

大学基準協会での研修生活は1年間だったとは思えないほど、毎日毎秒多くのことを学び、またこれからの財産にもなりました。この場を借りまして、大学基準協会職員の皆様さま、大学評価に携わっていただいた先生方、受審大学の教職員の方々、また研修員同期にお礼を申し上げます。

公益財団法人大学基準協会『大学職員論叢』編集規程

平23. 9. 9決定
平24. 3. 9改定
平26. 1. 17改定
平27. 4. 14改定
平30. 7. 31改定

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）が、公益財団法人大学基準協会定款第4条第1項第7号に基づき、第3条に定める目的のために刊行する論叢誌について、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 刊行する論叢誌の名称は、『大学職員論叢』（以下「本誌」という。）とする。

(目的)

第3条 本誌は、わが国内外の大学職員の資質向上に関わる基礎的・実践的理論の確立に貢献し、その成果を、広く大学関係者に啓発するとともに、大学職員の実務に活用することを目的に刊行する。

(刊行回数)

第4条 本誌は、原則として、1年に1回刊行する。

(刊行経費)

第5条 本誌の刊行に要する経費は、本協会の予算をもってこれに充てる。

(編集)

第6条 本誌の編集その他刊行に必要なことを行うため、本協会の事務局内に編集グループを置く。

2 編集グループの構成員は、公益財団法人大学基準協会事務局組織規則第4条第1項に定める職員又は同規則第6条第1項に定める研究員等（以下これらを総称して、「本協会事務局職員等」という。）の中から、事務局長がこれを選任する。

(投稿資格)

第7条 本誌は、第8条第1項各号に定める分野の投稿原稿及びその他の原稿からなる。

2 前項に定める本誌への投稿資格は、本協会の正会員校に属する常勤又は非常勤の教職員及び本協会事務局職員等が有するものとする。ただし、編集グループが特に認めた場合は、この限りではない。

(掲載される原稿の分野)

第8条 本誌に掲載される原稿は、次の各号の分野に属するもので、未発表のものとする。

- 一 大学職員等の実務
- 二 大学職員等のスタッフ・ディベロップメント
- 三 大学職員等のキャリア形成
- 四 大学職員等の制度
- 五 大学職員等の歴史
- 六 その他の関連分野

(掲載される原稿の種類)

第9条 本誌に掲載される原稿の基本的な分類枠は、次の通りとする。

- 一 論文（具体的な研究成果をまとめたもの）
- 二 書評・紹介（書籍、論文、翻訳並びに政府・審議会などからの報告書を含む文献の評論・紹介）
- 三 職員研修会の記録（本協会が主催した職員研修会などの記録）
- 四 その他編集グループの認めたもの

(投稿原稿の審査・編集)

第10条 投稿原稿は、原則として査読を行わず、掲載することとする。ただし、投稿原稿が、同一執筆者によって執筆され（その一部が執筆された場合を含む）、すでに他誌等で審査中又は掲載予定となっているものと同一又は著しく類似しているものであることが明らかとなった場合、これを採用しない。また、投稿原稿が、第3条又は前2条の規定に沿わないと編集グループが判断する場合、これを採用しないことがある。

2 投稿原稿の掲載にあたっては、編集グループは、表記統一を図るため原稿の表記を変更することがある。ただし、内容等に重大な変更を加える必要があると判断される場合、執筆者と予め協議するものとする。

3 原稿の執筆要領については、別に定める。

(著作権)

第11条 本誌に掲載された論文等の著作権は、本協会に帰属するものとする。

2 本協会は、原稿の執筆者から転載の申し出があった場合は、これを許可することができる。

3 本協会は、原稿の執筆者以外の者から転載の申し出があった場合は、これを許可することができる。その際、必要に応じて執筆者の意向を聞くものとする。

(電子化及びインターネット上での公開)

第12条 本誌は、刊行から一定期間の後に、原則として電子化(PDF化)し、本協会のホームページ等を通じ、本協会の正会員校に限ってこれを公開する。

2 ただし、編集グループが特別の事情を認めた場合は、公開しないことがある。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、平成23年9月9日から施行する。

附 則(平成24年3月9日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則(平成26年1月17日)

この規程は、平成26年1月17日から施行する。

附 則(平成27年4月14日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月31日)

この規程は、平成30年7月31日から施行する。

『大学職員論叢』原稿執筆要領

平23. 9. 9決定

平24. 3. 9改定

平30. 7. 24改定

令元. 8. 2改定

1. 『大学職員論叢』原稿執筆要領は、『大学職員論叢』掲載原稿の種類のうち、「論文」、「書評・紹介」及び「職員研修会の記録」を対象とするものであるが、その他の原稿にも適用する。
2. 原稿は、12,000字を超えない程度(図表及び注記を含む)、横書きとする。ただし、図表については、縦書きでも差し支えない。
3. 図表には、それぞれ通し番号と表題を付して別紙にまとめる。そして、本文の挿入箇所に図表をレイアウトする空白を設けた上で、そこにその図表の番号と表題を指示する。なお、図表等を他の出版物から転載する場合、当該図表の下に、該当図書の著者／書名／出版年／出版社名を明記するとともに、その転載が大幅に亘る時は、必ず事前に、当該図書の出版社から転載許可を取りつけておくこと。
4. 原稿を提出する場合には、必ず、原稿の電子データを添付するものとする。なお、原稿は返却しないので、必要な場合には、各自で予めコピーをとっておくこと。
5. 著者校正は、1回までとする。その際、新たな文章や図表等の追加や大幅な修正は認めない。
6. 掲載した原稿の執筆者には、掲載号3部を贈呈する。
7. 原稿の締切日は、公益財団法人大学基準協会の事務局内の編集グループが決定する。
8. この要領に定めるもののほか、原稿の執筆に関し必要な事項は、『大学職員論叢』原稿執筆基準に定める。
9. この要領の制定及び改廃は、編集グループが行う。

編集後記

大きな地震や風水害など、多くの災害に見舞われる中、いかに大学が所属する学生や教職員の安全を確保し、教育研究機能を維持するかが重要な課題であるとともに、地域の災害時対応や防災対策への支援も大学には期待されています。

こうしたことを踏まえ、今回の特集テーマでは、BCP (Business Continuity Planning: 事業継続計画) や災害発生時の対応などについて、専門的な知見を提供いただくとともに、大学の事例をご紹介いただいております。BCPは、民間組織や公共団体でも策定の重要性が指摘されていますが、大学においては、策定状況にばらつきがあることが指摘されています。今回ご寄稿いただいたご論考からは、BCP策定に向けた重要なヒントが得られるでしょう。また、実際に被災した場合には、安否確認、避難所の開設など、状況に応じた臨機応変な対応が求められ、特に大学の重要な機能である教育研究機能の維持と地域住民への支援との間で難しい判断が迫られることも複数のご論考から伺えます。

そうした中で重要となるのは、大学の構成員が自大学の役割を理解するということではないでしょうか。例えば、「幸田学長(当時)は熊本地震を振り返り、本学の建学の精神である「師弟同行・全学一家・自由闊達」が見事に発揮され、「地域立大学」を確信したと述べている。」(「災害の中の大学-その時のために-」黒木邦弘)という熊本学園大学の経験に基づく記述からも、その重要性が読み取れます。

以上の特集に加えて、投稿、書評、「SDレポート」及び「内部質保証と大学職員」において、それぞれ貴重なご論考を賜りました。お忙しい中、ご寄稿またご投稿くださいました執筆者の皆様にご心より感謝申し上げます。

編集グループ 加藤美晴

大学職員論叢 第13号

2025年3月31日発行

発行人 工藤 潤

編集・発行 公益財団法人 大学基準協会 編集グループ

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目7番13号

電話 (03) 5228-2020 FAX (03) 3260-3667

編集協力・印刷・製本 日本印刷株式会社

- ・本誌掲載論文等の著作権は、公益財団法人 大学基準協会に属します。
- ・本誌内容の一部あるいは全部を無断で複製複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著作者の権利の侵害となります。その場合には、あらかじめ著作権者の許諾を求めてください。



Japan University Accreditation Association